

# 令和7年第3回安平町議会定例会会議録（第1号）

令和7年3月6日（木曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和7年3月6日（木曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（10名）

議席番号

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 工 藤 秀 一  | 2 番 米 川 恵美子  | 3 番 小笠原 直 治  |
| 4 番 鳥 越 真由美  | 7 番 三 浦 恵美子  | 8 番 箱 崎 英 輔  |
| 9 番 内 藤 圭 子  | 10 番 高 山 正 人 | 11 番 梅 森 敬 仁 |
| 12 番 多 田 政 拓 |              |              |

4 欠席議員 5 番 田 村 興 文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長 及 川 秀一郎 教 育 長 井 内 聖  
代表監査委員 小 川 誠 一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

|                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| 副 町 長 田 中 一 省         | 総 務 課 長 岡 康 弘           |
| 総 務 課 参 事 池 田 恵 司     | 政 策 推 進 課 長 渡 邊 匡 人     |
| 政 策 推 進 課 参 事 山 口 崇   | 税 務 住 民 課 長 奥 田 浩 司     |
| 税 務 住 民 課 参 事 佐々木 智 紀 | 産 業 振 興 課 長 森 池 和 哉     |
| 建 設 課 長 塩 谷 慎 嗣       | 建 設 課 参 事 伊 藤 富 美 雄     |
| 健 康 福 祉 課 長 阿 部 充 幸   | 健 康 福 祉 課 参 事 小 板 橋 憲 仁 |
| 水 道 課 長 佐々木 貴 之       | 水 道 課 参 事 谷 村 英 俊       |
| 総 合 支 所 長 村 上 純 一     |                         |

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教 育 次 長 永 桶 憲 義 教 育 委 員 会 参 事 佐々木 英 生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 木 林 一 雄 課 長 補 佐 石 塚 一 哉

○ 議 事 日 程 （第 1 号）

| 日程番号        | 議案番号                               | 付 議 案 件                                                          |
|-------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1       |                                    | 会議録署名議員の指名                                                       |
| 日程第 2       |                                    | 議長諸般事項報告                                                         |
| 日程第 3       |                                    | 会期の決定                                                            |
| 日程第 4       | 報 告 第 1 号                          | 例月出納検査報告について                                                     |
| 日程第 5       | 報 告 第 2 号                          | 令和6年度定期監査の結果報告について                                               |
| 日程第 6       |                                    | 行政報告                                                             |
| 日程第 7       | 報 告 第 3 号                          | 専決処分事項の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）                                  |
| 日程第 8       |                                    | 令和 7 年度町政執行方針                                                    |
| 日程第 9       |                                    | 令和 7 年度教育行政執行方針                                                  |
| 追加日程<br>第 1 |                                    | 田村興文議員の議員辞職の件                                                    |
| 日程第10       | 令和 6 年第 9 回安<br>平町議会定例会請<br>願第 1 号 | 安平町における水道未整備地域の対応についての請願<br>について（総務常任委員会報告）                      |
| 日程第11       | 議 案 第 1 号                          | 令和 6 年度安平町一般会計補正予算（第13号）について                                     |
| 日程第12       | 議 案 第 2 号                          | 令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算<br>（第 4 号）について                        |
| 日程第13       | 議 案 第 3 号                          | 令和 6 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予<br>算（第 3 号）について                       |
| 日程第14       | 議 案 第 4 号                          | 令和 6 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第 6<br>号）について                           |
| 日程第15       | 議 案 第 5 号                          | 令和 6 年度安平町水道事業会計補正予算（第 6 号）につ<br>いて                              |
| 日程第16       | 議 案 第 6 号                          | 令和 6 年度安平町下水道事業特別会計補正予算（第 6 号<br>）について                           |
| 日程第17       |                                    | 一般質問                                                             |
| 日程第18       | 議 案 第 7 号                          | 安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安平町<br>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例<br>の制定について |
| 日程第19       | 議 案 第 8 号                          | 安平町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条<br>例の制定について                             |
| 日程第20       | 議 案 第 9 号                          | 安平町公園条例の一部を改正する条例の制定について                                         |

|       |          |                                                               |
|-------|----------|---------------------------------------------------------------|
| 日程第21 | 議案第 10 号 | 安平町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第 11 号 | ラ・ラ・タウン・おいわけの分譲宅地販売促進に係る減額譲渡等の特例に関する条例を廃止する条例の制定について          |
| 日程第23 | 議案第 12 号 | 安平町合宿所条例及び安平町早来研修センター条例を廃止する条例の制定について                         |
| 日程第24 | 議案第 13 号 | 令和 7 年度安平町一般会計予算について                                          |
| 日程第25 | 議案第 14 号 | 令和 7 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について                                  |
| 日程第26 | 議案第 15 号 | 令和 7 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について                                 |
| 日程第27 | 議案第 16 号 | 令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計予算について                                    |
| 日程第28 | 議案第 17 号 | 令和 7 年度安平町水道事業会計予算について                                        |
| 日程第29 | 議案第 18 号 | 令和 7 年度安平町下水道事業会計予算について                                       |
| 日程第30 | 意見案第 1 号 | 持続可能な学校の実現をめざす意見書（案）について                                      |
| 日程第31 | 意見案第 2 号 | 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書（案）について                            |
| 日程第32 | 意見案第 3 号 | 高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書（案）について                                  |
| 日程第33 |          | 議員派遣の件について                                                    |
| 日程第34 |          | 総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について                                       |
| 日程第35 |          | 経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について                                       |
| 日程第36 |          | 議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について                                       |

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名 ～ 日程第16 一般質問

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の 2 人を指名した。

|      |         |
|------|---------|
| 2 番  | 米 川 恵美子 |
| 10 番 | 高 山 正 人 |

## 会 議 の 顛 末

### ◎ 議長あいさつ

(議長起立)

○議長（多田政拓君） おはようございます。令和7年第3回安平町定例会議会のご案内をしましたところ、議員各位並びに説明員の皆様方にご出席いただきましてご苦労様です。昨日来、夕方からの降雪にはちょっと驚きましたが、年明けてから気候的には降雪量も少なくて体力的には大変助かった年明けでしたが、ここに来てドッと雪が降ると少し驚きます。今回はご承知のように我々議会としては最後の予算審議ということもありまして、内容についてもいろいろ多くありますので、限られた時間がありますが慎重に審議をしていただいて説明員の皆様方も適切な説明をしていただいてスムーズに審議が進みますことをお願いしまして私からのあいさつとさせていただきます。

(議長着席)

会議の前に報告します。5番田村議員より欠席の届け出がありますので報告します。また、本定例会については報道関係者による写真撮影を許可していますのでご報告します。

---

〔開会・開議 午前10時00分〕

### ◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、只今から令和7年第3回安平町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により

2番 米 川 恵美子 議員  
10番 高 山 正 人 議員 を指名致します。

---

◎ 日程第2 議長諸般事項報告（委員会報告含む）

○議長（多田政拓君） 日程第2、議長諸般事項報告を行います。

昨年12月定例会の報告以降における議長の諸般事項報告は、既にお手元に配布のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

次に各委員長から閉会中に行われた所管事務調査等の報告の申し出がありますのでこれを許可します。初めに経済常任委員会の所管事務調査報告をお願いします。

〔鳥越経済常任委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越委員長。

○経済常任委員長（鳥越真由美君） はい。

「資料朗読」

令和7年2月21日

安平町議会議長 多田 政拓 様

経 済 常 任 委 員  
委員長 鳥越 真由美

所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所管事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査目的 所管事務調査

- (1) 事 件 ①議会懇談会における意見について  
②その他
- (2) 日 時 令和7年2月17日(月)14時14分～14時34分
- (3) 場 所 議長室
- (4) 出席委員 鳥越委員長、米川副委員長、高山委員、梅森委員
- (5) 欠席委員 田村委員
- (6) 委 員 外 多田議長
- (7) 説 明 員 建設課 塩谷課長
- (8) 事 務 局 木林事務局長、石塚課長補佐
- (9) 結 果

議会懇談会でいただいた町に対する除雪及び道路整備等に関する意見・要望を建設課長に伝えるとともに、昨年9月の大雨時の町の対応への苦言について経過等確認し、今後、災害が起きた時は横断的な対応が必要な場合は関係課が相互に協力し、町民が困らないように説明や対応していただくよう申し入れ、1件目の事件を終了しました。引き続き、その他として、本定例会で予算審査特別委員会が設置された場合の予算審査特別委員長の互選について協議を行い委員会を閉じました。

以上

○経済常任委員長（鳥越真由美君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。

次に、議会改革調査特別委員会の調査報告をお願いします。

〔梅森議会改革調査特別委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森委員長。

○議会改革調査特別委員長（梅森敬仁君） 11番梅森です。それでは議会改革調査特別委員会から報告します。

「資料朗読」

令和7年1月31日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会改革調査特別委員会

委員長 梅森 敬仁

## 議会改革調査特別委員会報告書（中間報告）

本委員会は、閉会中議会改革の調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

### 記

#### 1 調査の目的 議会改革の調査

- (1) 事 件 ①議会懇談会における意見・要望等の対応について  
②令和7年度の懇談会に向けた改善点について

(2) 日 時 令和7年1月21日（火）午前9時52分～午前10時31分

(3) 場 所 総合庁舎議員控室

(4) 出席委員 梅森委員長、工藤委員、米川委員、小笠原委員、鳥越委員、  
三浦委員、箱崎委員、内藤委員、高山委員

(5) 欠席委員 田村委員

(6) 委 員 外 多田議長

(7) 事 務 局 木林事務局長、石塚課長補佐

#### (8) 結果（概要）

事件①、議会懇談会における意見・要望等の対応については、令和6年12月1日（日）及び2日（月）に開催した議会懇談会においていただいた意見等の確認とその取扱いを協議し、回答済みのもの及び行政に確認・通告するものなどを整理し、行政に確認等すべきものはそれぞれの常任委員会において対応することとし、結果については、議会だよりでお知らせすることに決定した。

事件②、令和7年度の懇談会に向けた改善点については、本年度参加者は少なかったものの議会としては引き続き、全議員で4地区へ出向き懇談会を開催することを確認・決定し、時期は新年度に入ってから協議することに決定しました。

以上

○議会改革調査特別委員長（梅森敬仁君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。

次に、議会運営委員会の所掌事務調査報告をお願いします。

〔高山議会運営委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山委員長。

○議会運営委員長（高山正人君） 私の方から議会運営委員会の所掌事務調査を報告します。

「資料朗読」

令和6年12月 日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会  
委員長 高山 正人

## 所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

### 記

#### 1 調査目的 所掌事務調査

- （1）事 件 令和6年第9回安平町議会定例会（議事運営）の反省について
- （2）日 時 令和6年12月20日（金）11時9分～11時22分
- （3）場 所 安平町総合庁舎議長室
- （4）出席委員 高山委員長、内藤副委員長、梅森委員、鳥越委員、三浦委員
- （5）委 員 外 多田議長

(6) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐

(7) 結 果

今定例会において大きな課題はありませんでした。

以上

次に本定例会にかかる委員会は報告書に沿ってご報告します。

令和 7 年 2 月 27 日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会  
委員長 高山 正人

## 所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

### 記

- |           |                                        |
|-----------|----------------------------------------|
| 1 調査目的    | 所掌事務調査                                 |
| (1) 事 件   | 令和 7 年第 3 回安平町議会定例会の議事運営について           |
| (2) 日 時   | 令和 7 年 2 月 27 日 (木) 9 時 45 分～11 時 45 分 |
| (3) 場 所   | 安平町総合庁舎議員控室                            |
| (4) 出席委員  | 高山委員長、内藤副委員長、三浦委員、鳥越委員、梅森委員            |
| (5) 委 員 外 | 多田議長                                   |
| (6) 説 明 員 | 田中副町長                                  |

(7) 事務局 木林事務局長

(8) 結 果 令和7年第3回安平町議会定例会の招集に伴い本委員会を開催し、田中副町長から今定例会提出案件の概要について説明を受けた後、議会提出案件及び審議の方法など議会運営のための必要の協議を行い委員会を終了しました。  
協議の内容については別紙のとおりです。

## 別 紙

### 議会運営委員会協議決定（確認）事項

#### 1 付議案件

(1) 町長提出案件について 19件（行政報告は除く）

- ①行政報告 1件（第16回全日本ホルスタイン共進会北海道大会の開催）
- ②報告案件 1件（専決処分事項の報告（和解及び損害賠償額の決定））
- ③補正予算 6件（一般会計(第13号)、3事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計）
- ④条例制定改廃 6件
  - 一部改正 4件（職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正、職員等の旅費に関する条例の一部改正、公園条例の一部改正、水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）
  - 廃 止 2件（ラ・ラ・タウン・おいわけの分譲宅地販売促進に係る減額譲渡等の特例に関する条例の廃止、合宿所条例及び早来研修センター条例の廃止）
- ⑤新年度予算案 6件（一般会計、3事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計）

(2) 議会提出案件について 10件

- ①報告案件 2件（例月出納検査報告、定期監査の結果報告）
- ②請願案件 1件（安平町における水道未整備地域の対応についての請願について総務常任委員会審査結果報告）
- ③意見案件 3件（別紙のとおり）
- ④その他議決を要するもの 4件（議員派遣の件、各委員会閉会中の継続調査申し出3件）

2 会期について

会期は3月6日（木）から12日（水）までの7日間とし、13日（木）を予備日とすることに決定しました。

3 議事日程について

本委員会開催までに意見書案の提出が3件あったので、これを日程に追加した議事日程を開会当日に配布することとし、更に議会開催日前までに追加議案及び意見書の提出があれば、議長と協議のうえその件数を追加した議事日程を開会当日に配布することに決定しました。

4 一般質問について

一議員 質問・答弁を合わせて1時間の時間制限があるので、制限時間目前に質問した結果、答弁の最中に1時間を超えるということがないように、また、質問内容が重複するなどの理由がある場合を除き通告内容については必ず質問を行い、内容を逸脱せず、質問・答弁とも簡潔に行っていただきますようお願いします。

5 令和7年度各会計予算の審査について

令和7年度各会計予算については、6件を一括議題に付し、各会計の概要説明を受けた後、議長を除く10名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ本会議を休会とし、会期内に審査を行うことに決定しました。

以上

○議会運営委員長（高山正人君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。

次に各一部事務組合議会の報告について組合議員より報告をお願いします。初めに安平・厚真行政事務組合議会の報告をお願いします。

〔米川安平・厚真行政事務組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子君） 組合議会議長の米川よりご報告申し上げます。

「資料朗読」

令和 6 年12月27日

安平町議会議長 多田 政拓 様

安平・厚真行政事務組合議会議員 米川 恵美子  
同 内藤 圭子

## 安平・厚真行政事務組合議会報告書

過日開催された安平・厚真行政事務組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

### 記

- 1 会 議 名 令和 6 年第 3 回安平・厚真行政事務組合議会定例会
- 2 開 催 日 令和 6 年12月25日（水）午前10時00分
- 3 開催場所 総合庁舎議員控室
- 4 経 過 議長の開会・開議宣告の後、会議録署名議員の指名が行われ引き続き、議長諸般事項報告の後、本定例会の会期を 1 日限りと決定し、行政報告の後、認定案件 1 件、議案 3 件について審議を行いました。

### 5 付議事件及び審議結果

- (1) 認定第 1 号 令和 5 年度安平・厚真行政事務組合会計歳入歳出決算の認定について 認 定

※ 令和 5 年度組合会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の審査が終了したので、その意見を付して議会の認定を求めるもの。

〔令和 5 年度 歳入歳出決算〕

|           |              |
|-----------|--------------|
| ○歳 入 合 計  | 261,847,743円 |
| ○歳 出 合 計  | 256,535,495円 |
| ○歳入歳出差引残額 | 5,312,248円   |
| ○うち基金繰入額  | 5,000,000円   |
| ○翌年度繰越額   | 312,248円     |

- (2) 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 原案可決

※ 刑法等の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設さ

れることに伴い、改正が必要な組合条例を改正するもの。

(3) 議案第 2 号 安平・厚真行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

原案可決

※ 令和 6 年人事院勧告に基づき安平・厚真行政事務組合職員の給与に関する条例を改正するもの。

(4) 議案第 3 号 令和 6 年度安平・厚真行政事務組合会計補正予算（第 1 号）

について

原案可決

※ 今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 606 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 6,926 万 2 千円とするもの。

歳出補正の主な内容は、総務費では令和 6 年人事院勧告に基づく給料及び期末・勤勉手当の増額と、公会計のクラウド化移行業務委託料の計上、衛生費は広域ごみ処理負担金を減額するもの。歳入は前年度繰越金を計上し、分担金及び負担金、ごみ処理手数料について減額するもの。

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に胆振東部消防組合議会の報告をお願いします。

〔箱崎胆振東部消防組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○胆振東部消防組合議会議員（箱崎英輔君） 箱崎より胆振東部消防組合議会の報告をします。

「資料朗読」

令和 6 年 12 月 27 日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部消防組合議会議員 箱崎 英輔  
同 工藤 秀一

## 胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 報 告 書

過日開催された胆振東部消防組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

### 記

- 1 会 議 名 令和6年第3回胆振東部消防組合議会定例会
- 2 開 催 日 令和6年12月23日（月）午後4時
- 3 開催場所 厚真消防団 分団詰所（1階会議室）
- 4 経 過 議長の開会・開議宣言の後、議事日程の報告、会議録署名議員の指名が行われ、引き続き定例会の会期を1日限りと決定した後、管理者から提案理由の説明を受け議事に入り、議案1件、報告案件2件について審議を行い閉会しました。

### 5 付議事件及び審議結果

#### (1) 議案第1号 令和6年度胆振東部消防組合補正予算(第5号)について

原案可決

※ 今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,326万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を38億264万9千円とするもの。歳出補正の主な内容は、人事異動に伴う給料及び職員手当、共済費、備品購入費等の減額で、歳入は消防費分担金の減額と前年度繰越金を計上したもの。

#### (2) 報告第1号 令和6年度定期監査の結果報告について

報 告 済

※ 令和6年11月11日、12日の2日間にわたり実施した定期監査の結果について監査委員から報告があり、議長がその写しの配付をもって議会への報告としたもの。

#### (3) 報告第2号 現金出納例月検査の結果報告について

報 告 済

※ 監査委員から11月26日付けで令和6年度7月から10月分の現金出納例月検査の結果報告があり、議長がその写しの配付をもって議会への報告としたもの。

以上

○胆振東部消防組合議会議員（箱崎英輔君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様でした。次に胆振東部日高西部衛生組合議会の報告をお願いします。

○議会事務局課長補佐（石塚一哉君） 消防は2つあるのですが。

○議長（多田政拓君） あ、2つあるの。

〔箱崎胆振東部消防組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○胆振東部消防組合議会議員（箱崎英輔君） 失礼しました。

令和7年1月21日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部消防組合議会議員 箱崎 英輔  
同 工藤 秀一

## 胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 報 告 書

過日開催された胆振東部消防組合議会臨時会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

### 記

- 1 会 議 名 令和7年第1回胆振東部消防組合議会臨時会
- 2 開 催 日 令和7年1月20日（月）午前10時
- 3 開催場所 厚真消防団 分団詰所（1階会議室）
- 4 経 過 議長の開会・開議宣言の後、議事日程の報告、会議録署名議員の指名が行われ、引き続き臨時会の会期を1日限りと決定した後、管理者から提案理由の説明を受け、議案2件について審議を行い閉会しました。

5 付議事件及び審議結果

- (1) 議案第1号 胆振東部消防組合職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

原案可決

※ 令和6年人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、胆振東部消防組合職員の給料月額等を引き上げるもの。

- (2) 議案第2号 令和6年度胆振東部消防組合補正予算(第6号)について

原案可決

※ 今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,745万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億4010万6千円とするもの。

歳出補正の主な内容は、令和6年人事院勧告に基づく給与等の改定による給料及び手当等の増額で、歳入は各町の分担金を増額するもの。

以上

○胆振東部消防組合議会議員（箱崎英輔君） 以上です。失礼しました。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に胆振東部日高西部衛生組合議会の報告をお願いします。

〔鳥越胆振東部日高西部衛生組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○胆振東部日高西部衛生組合議会議員（鳥越真由美君） 胆振東部日高西部衛生組合議会の報告をいたします。

「資料朗読」

令和6年12月27日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部日高西部衛生組合議会議員 鳥越 真由美  
同 三浦 恵美子

## 胆振東部日高西部衛生組合議会報告書

過日開催された胆振東部日高西部衛生組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

### 記

- 1 会議名 令和6年第2回胆振東部日高西部衛生組合議会定例会
- 2 開催日 令和6年12月23日（月）午後2時～
- 3 開催場所 むかわ町産業会館
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、会議録署名議員の指名が行われ次に、定例会の会期を1日限りと決定し、認定案件1件、議案2件について審議を行いました。

### 5 付議事件及び審議結果

- (1) 認定第1号 令和5年度胆振東部日高西部衛生組合一般会計歳入歳出決算に関する件 認定可決

※ 令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の審査が終了したので、その意見を付して議会の認定を求めるもの。

〔令和5年度 歳入歳出決算〕

|           |              |
|-----------|--------------|
| ○歳入合計     | 166,302,154円 |
| ○歳出合計     | 159,346,209円 |
| ○歳入歳出差引残額 | 6,955,945円   |
| ○うち基金繰入額  | 6,855,945円   |
| ○翌年度繰越額   | 100,000円     |

- (2) 議案第4号 令和6年度胆振東部日高西部衛生組合一般会計補正予算(第1号) 原案可決

※ 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,049万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,214万2千円とするもの。歳出補正の主なものは、総務費では備品購入費の計上と業務委託料の減額により合計5万8千円を減額。衛生費は会計年度任用職員の報酬の増額と業務委託料等の減額により合計66万円の減額。給与費は給料及び職員手当等で981万円を減額するもの。

(3) 議案第 5 号 胆振東部日高西部衛生組合職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例案 原案可決

※ 令和 6 年人事院勧告の内容を踏まえ、胆振東部日高西部衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正するもの。

○胆振東部日高西部衛生組合議会議員（鳥越真由美君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様でした。以上で諸般事項の報告を終わります。

---

◎ 日程第 3 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第 3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は先ほどの議会運営委員長の報告のとおり本日 3 月 6 日から 12 日までの 7 日間とし、13 日を予備日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は 3 月 6 日から 12 日までの 7 日間と決定し、13 日を予備日とします。

---

◎ 日程第 4 報告第 1 号

○議長（多田政拓君） 日程第 4、報告第 1 号例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりでありますので、以上で報告済みといたします。

---

◎ 日程第 5 報告第 2 号

○議長（多田政拓君） 日程第 5、報告第 2 号令和 6 年度定期監査の結果報告については、お手元に配布のとおりですので、以上で報告済みといたします。

---

◎ 日程第 6 行政報告

○議長（多田政拓君） 日程第 6、行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） おはようございます。令和 7 年第 3 回安平町議会定例会にご参集の議員の皆様大変ご苦勞様です。また、傍聴にお越しいただいた皆様、そしてあびらチャンネルで議会中継をご覧いただいております町民の皆様におかれましてもどうぞよろしくお願いします。

この度の議会につきましては、私が 2 期目の町政を担わせていただいて、この 4 月で丸 3 年が経過することから町長として執行する最終年度の予算となるものですが、2 期目の公約に掲げ取り組んできましたユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業、あびら教育プランの推進や令和 6 年 1 月のゼロカーボンシティ宣言とともに進めてきましたゼロカーボンシティ関連の各種計画の策定をはじめ、環境フォーラムの開催、電気自動車を充電する EV ステーションの設置、更に令和 5 年 4 月のオーガニックビレッジ宣言以降安平町農業再生協議会等で実施してきましたオーガニックフェスティバルの開催や学校給食への一部提供など着実に前に進めてきました。また、復興計画最後の大型事業となりました早来公民館の大規模改修による災害時の避難所や防災支援活動の拠点、更に平時利用として運動場や合宿施設の機能を兼ね揃えた複合施設の整備、そして令和 5 年 4 月の早来学園の開校に伴う子育て世代の移住の促進や安平町デジタル DX の推進によるスマホ役場の取り組みなど第 2 次安平町総合計画後期基本計画で掲げた課題解決に向け、全力で取り組んできたところです。さて、この度の議会では令和 7 年度の町政執行に臨む私の所信表明と取り組む施策事業等について町政執行方針として後ほど述べさせていただきますが、令和 7 年度当初予算については、これまで取り組んできたこれら施策を更により良いものにしていくために必要な予算、そして安平町が未来へ更に飛躍するために必要な予算となっていますのでどうぞよろしくお願いします。それでは早速ですが、令和 7 年第 2 回安平町議会臨時会以降の行政事項 2 件について当日配布 1 件を含めご報告を申し上げます。

まず 1 件目です。第 16 回全日本ホルスタイン共進会北海道大会の開催についてです。令和 7 年 10 月 25 日（土）から 26 日（日）の 2 日間、安平町におい

て第16回全日本ホルスタイン共進会（全共）が開催されます。全共は乳用牛の資質向上と改良増殖の推進に資するとともに、酪農業の持続的な発展に寄与することを目的として、都道府県の代表牛を一堂に集め、それぞれの時代に即した乳用牛に必要な体型の改良の成果を比較展示するものであり、昭和26年に神奈川県平塚市で第1回を開催して以来、概ね5年に1度、過去13回、全国の酪農主要県で開催してきましたが、前大会である令和2年の第15回全共九州・沖縄ブロック大会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止したため、第16回大会は10年ぶりの開催となります。特にこの10年の後半はコロナ禍の影響で、各都道府県の共進会は中止または制限付きの開催を強いられてきました。このような中、前開催大会（第14回）と同じ、「乳牛・酪農の聖地北海道」において、全国から400頭の精鋭牛を迎えて開催することは、全国の酪農家並びに酪農関係者にとって大きな喜びと希望をもたらすものであります。これまでの全共は、開催地を含む関係8団体で実行委員会を設立し大会運営を行ってきましたが、第16回全共では一般社団法人日本ホルスタイン登録協会が主催することになっており、共進会により特化した大会とし、コンパクトな大会運営を目指すと思っています。全共は、各都道府県を代表するホルスタイン種が集まる貴重な機会となりますことから、町民の皆様には開催日が近くなりましたら広報等でお知らせしたいと思っています。以上、安平町で開催されます第16回全日本ホルスタイン共進会についてご報告いたします。

続いて当日配布させていただきました2件目。消防署安平支署長による酒気帯び運転についてです。2月25日火曜日、安平町早来栄町の道道で消防署安平支署の支署長が酒気帯び運転の容疑で逮捕されました。当日、支署長は出勤する途中で、取締り中の苫小牧警察署員による呼気検査において、基準値を超えるアルコールが検出されたもので、当人は最終的には容疑を認めたと所属する胆振東部消防組合消防本部より報告を受けています。逮捕された支署長は、所属する同消防本部において今後厳正な対処がなされることとなりますが、全国民が一丸となって飲酒運転の根絶を願い、各種キャンペーンが展開されている最中、安平町民の生命、身体及び財産を守るべき消防署安平支署の管理者である支署長が犯した不祥事は、町民からの信頼を大きく失う行為であり、町といたしましても誠に遺憾であります。今回は現時点の情報に基づいたご報告のみとなりますが、町といたしましても、職員に対し、飲酒運転根絶と交通安全対策について改めて対策を強化してまいります。

以上、行政報告2件を申し上げさせていただきました。

次に本定例会に私どもの方からご提案させていただいています案件についてご説明を申し上げます。先ほど高山議会運営委員会委員長様からご報告がありましたが、報告案件が1件、条例案件は6件で条例の一部改正が4件、条例の廃止が2件となっています。さらに補正予算案件が6件、令和7年度当初予算案件がそれぞれ6件の総計19件についてご提案をさせていただいて

いるところです。

最初に報告案件 1 件ですが、こちらについては和解及び損害賠償額の決定についてです。

次に条例案件 6 件ですが、1 件目は安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安平町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは育児休業、介護休暇等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充策として子を持つ職員の時間外勤務を免除する子の対象年齢の拡大及び会合、離職防止のため、両立支援強化を講じることなど所用の改正を行うため、この条例の制定について提案するものです。次に 2 件目、安平町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、職員等の出張における旅行代理店等への直接払いを可能にするとともに交通費と宿泊料を包括した旅行商品を旅費の種類に追加することなど必要な事項を定めるため、この条例の制定について提案するものです。続いて 3 件目、安平町公園条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは安平町遠浅グラウンドの用途廃止に伴い、公園施設の設置基準を見直すため、この条例の制定について提案するものです。次に 4 件目、安平町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により水道法が一部改正されたことに伴い、布設工事監督者並びに技術管理者の基準を改めるためこの条例の制定について提案するものです。5 件目、こちらはラ・ラ・タウン・おいわけの分譲宅地販売促進に係る減額譲渡等の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてです。こちらはラ・ラ・タウン・おいわけの分譲宅地販売促進に係る特別販売キャンペーンの期間終了に伴い、この条例の制定について提案するものです。6 件目、安平町合宿所条例及び安平町早来研修センター条例を廃止する条例の制定についてです。こちらは安平町さかえ合宿所及び安平町早来研修センターを用途廃止するため、この条例の制定について提案するものです。

次に補正予算案件 6 件です。まず令和 6 年度安平町一般会計補正予算（第 13 号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ 6844 万 7000 円を減額し、歳入歳出総額 99 億 9503 万 6000 円とするものです。次に令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ 667 万円を増額し、歳入歳出総額 8 億 7724 万 9000 円とするものです。次に令和 6 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ 9 万 2000 円を減額し、歳入歳出総額 1 億 6855 万 8000 円とするものです。次に令和 6 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第 6 号）についてです。まず保険事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ 2483 万 1000 円を減額し、歳入歳出総額 10 億 8120 万 7000 円とするものです。

次に介護サービス事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ38万7000円を追加し、歳入歳出総額913万円とするものです。次に令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第6号）についてです。まず、収益的収入及び支出ですが、収入は235万4000円を増額し4億601万6000円とするものです。支出は1717万7000円を減額し3億4633万6000円とするものです。次に資本的収入及び支出です。予算第4条本文括弧書き中資本的収入額が資本的支出に対して不足する8456万5000円を8307万7000円に、減債積立金3375万2000円を3226万4000円に改め、収入は148万2000円を減額し7075万2000円とするものです。支出は297万円を減額し1億5432万9000円とするものです。議会の議決を経なければ利用することのできない経費。職員給与費決定予定額3852万4000円を39万円減額し3813万4000円とするものです。たな卸資産購入限度額。たな卸資産購入限度額274万7000円を183万2000円に改めるものです。次に令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第6号）についてです。まず収益的収入及び支出ですが、収入は188万6000円を減額し6億8102万9000円とするものです。支出は1601万9000円を減額し6億3910万4000円とするものです。次に資本的収入及び支出ですが、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する2909万2000円を1476万9000円に、当該年度分損益勘定留保資金1812万2000円を379万9000円に改め、収入は1459万7000円を減額し3億7780万3000円とするものです。支出は2892万円を減額し3億9257万2000円とするものです。次に特例的収入及び支出についてです。予算第4条の2に定めた未収金の額524万8000円を529万2000円に、未払金の額2467万4000円を1013万6000円に改めるものです。次に企業債予算第5条の表中に定めた下水道事業債の限度額1億7050万円を1億6450万円に改め、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費決定額4515万5000円を104万5000円に減額し4411万円とするものです。他会計からの補助金。予算第9条に定めた補助を受ける金額1億9200万9000円を1億9057万1000円とするものです。水道事業会計及び下水道事業会計については、公営企業会計法に基づく会計となるため収入と支出額は合致しません。

次に当初予算6件ですが、令和7年度安平町一般会計予算についてです。歳入歳出総額85億2985万6000円となりまして、前年当初予算対比10.4%の減となります。次に令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計予算についてです。歳入歳出総額8億7904万6000円です。前年度当初予算対比0.5%の増となります。次に令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算についてです。こちらは歳入歳出総額1億6573万2000円で、前年当初予算対比3.5%の減となります。次に令和7年度安平町介護保険事業特別会計予算についてです。まず保険事業勘定ですが、歳入歳出総額9億2557万6000円でして前年当初予算対比1.4%の増です。次に介護サービス事業勘定、歳入歳出総額707万6000円でして前年当初予算対比13.7%の増となっています。次に令和7年度安平町水道事業会計予算についてです。こちらは収入合計4億3264万5000円。

支出合計 5 億 1218 万 7000 円となります。次に令和 7 年度安平町下水道事業会計予算についてです。収入合計 11 億 2072 万 3000 円。支出合計 11 億 4606 万 5000 円。なお、水道事業会計及び下水道事業会計については公営企業会計法に基づく会計となるため収入額と支出額は合致しません。

これら提案の事項の具体的な内容等については、それぞれ上程されました段階で副町長または担当課長、担当参事等から詳しくご説明申し上げます。以上、私どもの方から提案しました案件を説明させていただきましたので、ご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。また、事務的な事項に関する事については別添事務報告をご参照願います。補足説明することは特にありませんのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対して質疑があれば 1 議員 1 回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 11番梅森です。私は報告の 2 番目の酒気帯び運転に関してなのですが、わが議会でも消防組合議員の方がいらっしゃる中で誠に僭越ではありますが、あまりに苦情の電話が入っているのであえて質問させていただきます。

胆振東部消防組合というのは 3 町で構成している組合なのですが、安平支署追分出張所を合わせると 30 名弱の組織ということで、思い起こせばこの 10 年間に今回で同じ酒気帯び運転で逮捕された案件が 3 件目になりました。これはちょっと組織上 1 割の者が逮捕される組合、組織ってないと思うのです。これは町民の方も同じ感覚で私のところにいろいろ苦情とか電話が入っているのですが、これは組合の方にお任せするだけではなくして構成町である安平町としても積極的に組織体制の根本的改革、その他についてきちんと認識をした上で組合に対して意見具申等すべきではないのかと考えていますが理事者側の考えはどうでしょうか。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） お答え申し上げます。こちらについては梅森議員がおっしゃるとおりかと思しますので、胆振東部消防組合の本部の方に申し入れさせていただきたいと思えます。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで行政報告を終わります。

---

◎ 日程第 7 報告第 3 号

○議長（多田政拓君） 日程第 7 報告第 3 号 専決処分事項の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題とします。説明を求めます。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 報告第 3 号朗読

報告第 3 号

専決処分事項の報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第16号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年2月18日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について（別紙）

別紙をご覧ください。

（別紙）

記

1 損害賠償金額

4,814円

2 和解及び損害賠償の相手方

住所

氏名

3 事故の概要

（1）発生日時

令和6年8月14日午後6時00分頃

（2）発生場所

町道遠浅酪農2号線

安平町早来富岡358-4地先

（3）事故の状況

町道遠浅酪農2号線を走行した際に、左フロントタイヤが陥没箇所に  
嵌りパンクした。

（4）本町の責任原因

町道舗装路面の管理瑕疵

（5）本町の過失割合

20パーセント

補足ですが、事故発生から半年以上が経過してしまいましたが、示談書の取り交わし等に時間を要してしまったため、今議会へ報告する運びとなりました。当該路線につきましては舗装の経年劣化が著しく、路盤の局所的な支持力低下も見られ、亀甲状の亀裂から表層の剥離が発生し、穴埋め作業も他の町道に比べ頻繁に行っておりますが、大型車両の通行も多く修繕後に別の箇所では表層の剥離が発生するなどの現象が続いております。現在、当該路線の改良舗装事業につきましては、令和11年度の完成を目指し鋭意進めておりますが、工事期間中以外は一般に解放されるため事故のリスクも高まることから修繕等を怠らないよう維持管理に努めていきたいと考えているところでございます。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私の方から聞きたいのですが、よくこの事案がここ最近頻繁に起きていると私は感じていますが。道路はパトロールして点検等もいつも行っているというお話は担当課長の方から報告はいつもいただいているのですが、このような事案が多い形はこれからはますます劣化が進んでいけば頻繁に起こる事案になるのではなかろうかと思っています。ですからこういったものに対しては再発防止のためにこれから先何をするかという議論されているかどうか、もしくは内容があるのであればその説明も改めて伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 頻繁に起こるということで、当然舗装化されてからかなりの年数が経ってきている町道が多いのがまず前提にありまして、これの管理については通常先ほど議員もおっしゃられたとおりパトロールを行って穴埋め等作業を行うための指示をしたり、職員自ら舗装の穴埋め作業することを繰り返しているということです。今現在ですね、今年度早来市街3条線ということで役場周りの道路を舗装修繕事業ということで交付金いただきながらやったのですが、こういう事業を今後進めていくということがまず1つありまして、事業をどんどん進めていかなければならないのですが

財政的な部分も当然ありますのでいっぺんにはできないと。その間については更なる職員のパトロール、業者のパトロール、発見した場合は早急な修繕をしていくことを繰り返していくしか方法がないということで今考えているところです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。本件については以上で報告済みとします。

---

#### ◎ 日程第8 町政執行方針

○議長（多田政拓君） 日程第8、令和7年度町政執行方針を行います。それでは執行方針説明のため町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君）

## 令和7年度 町政執行方針

令和7年第3回安平町議会定例会の開会にあたり、町政執行において新年度に臨む私の所信と施策の一端を述べたいと存じます。

### はじめに

令和7年度は安平町として合併してから20年、この町で国鉄最後のSLが走ってから50年に当たる節目の年となります。これまで以上に新旧の融合を図り、相乗効果を発揮させながら、D51蒸気機関車のように力強い行政運営を進めてまいり所存です。

さて、昨今の社会情勢は、33年ぶりの高水準の賃上げと過去最大規模の設備投資が行われており、日本経済全体では明るい兆しが見られておりますが、物価上昇や人手不足は長期化し、私たちの暮らしのあらゆる面において負担感が増すなど、依然として先行きを見通すことが難しい状況にあります。そのような中であっても、DX推進や高付加価値化をはじめとした行政改革や地域活性化を進め、生産性向上を図りながら克服していく必要があります。

また、国際情勢や地球環境、AIなどのテクノロジーの進化速度、自治体間の競争構造に象徴されるような変動性や不確実性の高い時代を生き抜き、人口減少対策や共生社会の実現を図るためには、多様な価値観を尊重した柔軟性のあるまちづくりが求められており、これらの対応も含めて、令和7年度から2か年をかけて、町民参画、CFCI、官民連携を意識した策定手法により「第3次安平町総合計画」の策定に着手してまいります。

これまで当町が進めてきた子育て・教育環境の魅力化の取組みを背景に、移住への関心度は依然高く、令和4年から3年連続で社会人口増加につながっており、賃貸住宅大手の企業の調査では、2024年幸福度ランキングの全国版で当町が第5位に選出されたほか、国のこども家庭庁が進める「こどもまんなかアクション」の事例として取り上げられるなど、まちづくりに対する評価が全国に広まってきていると感じております。

早来公民館の防災支援施設改修整備事業の完了を迎え、大型の復興関連事業に目処をつけることができました。今後も行政需要を的確に把握し、行財政運営において質を確保しながら適正化・効率化を図るとともに、町民の皆様はこの町で暮らして良かったとこれまで以上に実感していただけるまちづくりを目指して、全力で町政運営に尽くしてまいります。

まずはじめに、令和7年度に向けて重要政策として捉えている事項について申し上げます。

## 1. 豊かな人が育つ魅力的な子育て・教育の推進

まもなく第3期目の「安平町教育大綱」が完成いたします。「日本一の公教育」とは何かを定義し、日本ユニセフ協会と取り組むCFCIいわゆる「こどもにやさしいまちづくり」の理念を踏まえた安平町の教育をわかりやすく伝えることを念頭に、そのビジョンを「豊かな人が育つまち ～自分をつくる、自分を生きる～」といたしました。

この大綱に基づき、学校と放課後、子ども園から高校、そして子どもから高齢者まで、地域プロジェクトマネージャーや地域おこし協力隊をインパクトと

して、魅力的で切れ目のない子育て・教育を推進し、これを訴求力として人口確保にもつなげるよう取り組んでまいります。

## 2. 幸福な暮らしを実感できるまちづくりの推進

3年連続の社会人口増加、物価上昇。改めて真価が問われる段階に入ります。移住者や事業を営んでいる方々がこの町を選んで良かった、町の合併や北海道胆振東部地震を経験してきた方々がこの町で暮らし続けてきて良かったと実感していただくことが、この先の持続的発展には必要です。参集型行事による町民間の交流はもとより、町民と行政、町民と町民等の多様な声や日々の活動を伝え合うため、スマホ役場サービスやあびらチャンネルなどの情報媒体の内容進化のほか、オンライン参加型意見聴取プラットフォームの導入などによる情報の好循環を図り、この町での暮らしに安心や誇りを感じることで、地域での豊かな社会的活動が再生産されていくまちづくりを進めてまいります。

## 3. 越境や横断による地域経営の推進

この秋には道の駅隣接地にワイナリーが完成いたします。また一つ、民間投資によりまちの魅力が増し、特産品として多くの方に愛されることが期待されます。こうしたように魅力的な何かが生まれるときは、業種や地域の壁を乗り越えたり、あるいは関連付けて横串を通したりという過程を内包しており、これまでも町内外の事業者や団体と結びつきを持ち、地域の課題解決に取り組んできたところであります。

新年度においては、プロスポーツチームを運営する法人との包括連携協定に基づく町外へのプロモーション事業のほか、地域公共交通におけるA Iを活用した地方向け配車サービスの共同開発や二酸化炭素の排出削減量や吸収量を国が認証するJクレジット制度の運用開始など、企業との個別分野の協定に基づく取組みを展開していくとともに、多様な主体との横の連携を推進し、歴史や伝統が培ってきた縦の強さにしなやかさを加えた、ねばり強い地域経営を目指してまいります。

## 第2次安平町総合計画に基づく主要施策

第2次安平町総合計画の体系に合わせた令和7年度における主な個別施策は次のとおりです。

### I 子育て・教育

- ① ユニセフ日本型『子どもにやさしいまちづくり事業』実践自治体として第2期目に向けて承認手続き中ではありますが、引き続き子どもが健やかに育つ環境を創るため、「仮称 子ども教育環境条例」の制定を目指してまいります。
- ② 総務省の地域プロジェクトマネージャー制度を活用して「子育て教育総合専門官」を配置し、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部を手がかりとして「学校のこと」だけに留まらない「地域づくり」につながる取組みへと押し上げてまいります。
- ③ 施設分離型の小中一貫教育を行っている追分地区についても、地域と時代にあった義務教育学校の在り方を継続検討するとともに、町全体における教育環境の均衡の観点から、追分小学校及び追分中学校のW i - F i 環境を強化してまいります。
- ④ 全児童生徒に用意している学習用タブレット端末を複数年かけて段階的に更新するとともに、W e b フィルタリング機能を導入し家庭での学習や不登校による学習サポートに資する環境整備を進めてまいります。
- ⑤ 教師がこれまで以上に子どもと向き合う時間や地域と関わる時間の確保を目指して校務支援システムの改修を行うほか、チームコミュニケーションアプリを導入し、教職員の働き方改革を支援してまいります。
- ⑥ 追分高等学校については、存続支援協議会と連携し入学者の確保を図っていくことはもとより、同校の魅力がこれまで以上に広く伝わり、また在校生の姿に輝きが増すよう、地域プロジェクトマネージャーが支援に加わりながら、地域の高校を盛り上げてまいります。

## Ⅱ 人づくり・コミュニティ

- ① 挑戦する人材を受け入れている地域おこし協力隊制度については、高度なイノベーション人材を獲得することを目的とした「高度専門人材型」を新たに追加し、4つの類型により積極的に活用してまいります。
- ② 子どもや行政情報に偏重しているという声があることを踏まえ、あびらチャンネルが幅広い世代の町民等が活動を伝え合う情報源となるよう、番組制作体制の強化を図ってまいります。
- ③ 地区集会所及び瑞穂ダムも含めて一体的に捉えた交流施設である「みずほ館」については、これまで担ってきたN P O 法人の解散に伴い、新たな団体との連携により施設管理及び活性化事業に取り組んでまいります。
- ④ 防災支援施設としてリニューアルする早来公民館においては、スポーツセンターとの一体的な指定管理体制を導入し、行政経費の削減はもとより、利用予約・料金決済・施錠管理等における利用者の利便性向上を図ってまいります。
- ⑤ 隣接するキャンプ場の利用増に伴う飛球事故のリスクを鑑み、ときわ球場に防球ネットを設置し、公園施設の総合性を確保しながら両立を図って

まいります。

- ⑥ レッドイーグルス北海道との連携や安平町出身選手が出場する可能性があるミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック女子アイスホッケー競技の機会を通じて、まちとチームが盛り上がるような取組みを行ってまいります。

### Ⅲ 経済・産業

- ① 安平町の特色である環境にやさしい農業や有機農業の取組みを支援するため、環境保全型農業に係る取組みを推進するとともに、国から3か年の支援を受けて実施してきた有機農業の産地づくり推進事業についても町の単独事業として継続してまいります。
- ② 持続可能な農業の推進を図るため、土壌分析や緑肥導入、耕畜連携や作業機械の共同利用などに対して継続支援するとともに、8月の豪雨で一部が崩れた瑞穂ファームポンドの管理用道路については、周辺の圃場への影響を踏まえ、復旧修繕を行ってまいります。
- ③ 物価高騰の影響を受けている町民の消費や地域経済を下支えするため、プレミアム商品券の発行支援を行うとともに、ポイントあびらの普及による地域活性化を図るためポイント会員と加盟店の増加策に対して支援してまいります。
- ④ 商工業の活性化のため、事業承継のほか、既存店舗のリニューアルなどに対する支援事業を継続してまいります。
- ⑤ 菜の花鑑賞の観光客増加に伴う対策の必要性が高まってきていることから、圃場における駐車場確保をはじめとした混雑緩和策への支援や交通安全対策などを行ってまいります。
- ⑥ 町内回遊交流の推進に向けて、国道沿いの道の駅メイン看板の整備やいぶき駐車場の商店街案内看板の更新などのハード面の整備を実施するとともに、国鉄最後のS L運行から50周年の節目の年をテーマとしたソフト事業も実施してまいります。
- ⑦ 子育てと仕事の両立や若年層が働きたいと思える就労環境を推進するため、デジタル人材の育成確保と企業や事業の誘致を連動させたスマートワーク推進事業を展開してまいります。

### Ⅳ 健康・福祉

- ① 国により令和7年度から65歳以上を対象に定期接種化される帯状疱疹の予防接種については、町民や医師からの要望を踏まえ、一部助成により発症リスクが高まる50歳以上を対象を拡大して実施してまいります。
- ② 民間医療機関との連携により、65歳以上の町民を対象とした新型コロナウイルスのワクチン定期接種を一部助成により実施するとともに、ピロリ菌検査や眼底検査の全額助成事業、町内医療機関の維持存続に向けた必要

な支援事業を継続して行ってまいります。

- ③ 健康保険適用外の先進的な不妊治療費や妊娠交通費の助成のほか、訪問型・通所型の産後ケア事業を継続実施し、妊娠・出産・子育ての包括的支援の充実を図ってまいります。
- ④ 母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行う「こども家庭センター」を設置し、地域おこし協力隊員を配置しながら子育て・教育を推進するまちに相応しい体制づくりに着手してまいります。
- ⑤ 居宅介護支援事業の中核を担うケアマネジャーの安定的確保を図るため、処遇改善に資する助成を行うとともに、町内で介護職員初任者研修を開催するなど、慢性的に不足している介護人材を確保する取組みを強化してまいります。
- ⑥ 高齢者生活共同施設「ぽっぽ苑」や「はーと苑」における入居者の要望を踏まえたWi-Fi環境整備や遮光カーテンの設置による夏場の高温対策等を行うとともに、施設及び設備の老朽化による改修や更新を行い、利用者の安全確保と利便性の向上を図ってまいります。
- ⑦ 令和9年度を始期とする第10期安平町介護保険事業計画の策定に向け、外部の有識者や専門家の協力を得ながら、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施し、分析及び施策の検討に着手してまいります。

## V 生活環境・生活基盤

- ① ゼロカーボンシティの実現に向けた国の支援事業に再チャレンジするとともに、総合庁舎やスポーツセンターなどの公共施設LED化事業を実施し、省エネ化を進めてまいります。
- ② ごみ出し困難者の負担軽減に向けた「家庭ごみ戸別収集」については、試行期間を継続しながら持続可能な方法を慎重に検討してまいります。
- ③ 町内の公園の多くが昭和時代に設置され、配置や維持管理などに課題があることから、安平町ストック・再編計画を策定し、子どもから高齢者まで誰もが集える公園づくりに着手してまいります。
- ④ 準用河川ニタッポロ川を横断する耕作道の管渠の老朽化が著しいことからボックスカルバートに入れ替える工事を行うほか、遠浅酪農2号線の改良舗装工事の着手、昨年延期した追分市街4号線歩道整備工事など、道路や河川の計画的な整備に努めてまいります。
- ⑤ 早来学園やラピダスによる住宅需要に対応するため、早来大町旧仮設中学校跡地宅地造成事業や民間賃貸共同住宅建設等支援事業を行うとともに、ラ・ラ・タウンの販売促進手法を分譲地減額キャンペーンから長期優良住宅建設助成金に転換し、民間空き地・空き家の活用等と並行させながら、住まいの確保策を展開してまいります。
- ⑥ 公営企業による水道事業については、サービスの安定的な提供を続けていくために「安平町水道ビジョン」の見直しを進めてまいります。

- ⑦ 公共交通においては、デマンドバスのスマホ予約者無料乗車キャンペーンを終了し、A Iを活用したハイヤーやライドシェアにも応用が可能な配車サービスへの転換を検討するほか、地域おこし協力隊制度やハイヤー運賃の半額補助により、鉄道やハイヤーをはじめとした持続可能な体制構築に努めてまいります。
- ⑧ 防災計画の検証と住民や職員の意識高揚を図るため、自主防災組織と連携した防災訓練を実施するとともに、北海道胆振東部地震や能登半島地震の教訓を踏まえ、避難所用ダンボールベッドの整備や防災備蓄品の充実など、避難所の生活環境の改善に向けた取組みを推進してまいります

## VI 行財政運営

- ① あびらチャンネルをはじめとした情報媒体の内容進化を図るとともに、まちづくりの当事者意識を醸成するため産官学民で構成する協議会を立ち上げて、町民参加によるインナーブランディングを進めてまいります。
- ② 文書管理の見直しを行うとともに、適切管理と適切廃棄による庁舎空間を広げる効果を検証し、住民ワンストップサービスの実現及び働き方改革という時流に合わせた職場環境改善に向けた取組みに着手してまいります。
- ③ 選挙事務や税務など、国が進める自治体情報システムの標準化・共通化に対応するとともに、安平町デジタル・トランスフォーメーション推進計画、いわゆるD X計画に基づき、各世代がデジタルに触れる機会創出やD X人材を育成する取組みを継続してまいります。
- ④ 老朽化に対応した計画的な公共施設の整備及び解体を進めるため、追分中央公営住宅C棟の屋上防水及び外壁改修工事を実施するとともに、遠浅東公営住宅及び旧栄町保育園の解体を行ってまいります。
- ⑤ 町が求める人物・人格重視の人材確保と年齢構成のバランスを考慮した戦略的な職員採用を行うため、インターンシップの受入れや全国に約350か所ある最寄りの受験会場選択方式を活用するほか、安平町の将来を見据えた住民サービスの最適化を目指す「安平町行政改革プラン2022」に基づき、行政改革を着実に進めてまいります。

## むすび

ただ今、令和7年度の町政執行に臨む私の所信表明と施策の一端を申し述べさせていただきます。

これら施策に対応した一般会計予算は、大型の復興関連事業が完了し、歳入歳出予算総額85億3千万円と、前年度の当初予算に比べ10.42%の減額となりましたが、国の経済対策や町内医療機関を支援する地域医療提供体制維持費補助金交付事業などの生活を守る事業経費、そして、空き地空き家対策と並行した早来大

町旧仮設中学校跡地宅地造成事業や民間賃貸共同住宅建設助成金、複数年に亘る大型の継続事業である遠浅酪農 2 号線改良舗装事業といった積極投資する事業経費を盛り込んでおります。

物価上昇や特別会計繰出金増加への対応など懸案の課題はございますが、住民サービスの維持確保と持続可能な財政運営を図りつつ、町政を担う責任者として、第 2 次安平町総合計画の将来像『育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち』の実現に向け、全力で町政運営に取り組んでまいりますので、町民の皆様をはじめ、議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和 7 年度に向けての私の町政執行方針とさせていただきます。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。以上で令和 7 年度町政執行方針を終わります。

---

## ◎ 日程第 9 教育行政執行方針

○議長（多田政拓君） 日程第 9、令和 7 年度教育行政執行方針を行います。説明のため教育長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君）

# 令和 7 年度教育行政執行方針

令和 7 年第 3 回安平町議会定例会の開会にあたり、私の所信と教育行政の執行に関する基本的な考え方並びに施策の一端について申し上げます。

## はじめに

子どもにやさしいまちづくり（C F C I）、町内幼児教育の充実、あびら教育プランの推進、早来学園の開校など、子育て・教育分野の取り組みにより、近年、子育て世帯の移住が増加しています。一方、少子化は依然として進んでおり、安平町の出生数は減少傾向にあります。安平町の教育に期待を抱き移住してきた家族や安平町で子どもを産み育てていく家族、そし

て安平町で育つ子ども自身にとって、「安平町で良かった」と思えるような子育て・教育環境の構築のために、令和7年度は今までの取り組みをつなげ、これからにつながる教育行政を進めてまいり所存です。

学校教育においては、子どもや学校を取り巻く環境の変化に対応するため、あらためて地域と学校の関係を見直していきます。学校運営協議会において熟議を進め、地域学校協働本部が中心となり地域学校協働活動を進めていきます。また発達に困難さを抱える幼児児童生徒、個別の配慮が必要な幼児児童生徒、人間関係や精神的健康問題を抱える児童生徒などに対して、福祉分野と連携した取り組みを進めます。また、令和の日本型教育の実現へ向けて授業改善や柔軟な教育課程の編成など幼児教育から一貫した学校教育の構築へむけての取り組みや協議・検討を進めてまいります。

追分高等学校については令和7年度も第1学年20名以上を確保する見通しがついていることから、存続支援から魅力化へと舵を切り、北海道 MA+CH プロジェクトの推進を支援してまいります。

社会教育においては、大人や高齢者の社会教育の充実を図ります。具体的には部活動の地域展開や町民センターの改修にあわせて、大人や高齢者のスポーツ・文化環境の充実に取り組むとともに既存の社会教育団体の活動支援に加えて、大人のやりたいや楽しいを支援する取り組みも進めてまいります。また、地域学校協働活動は学校支援だけではなく学校と連携・協働する社会教育活動の一つです。地域が学校と主体的にかかわり取り組むことにより、学校や子どもを核とした社会教育活動の基礎をつくってまいります。

ユニセフが提唱する「子どもにやさしいまちづくり」とは、子どもにだけやさしいのではなく、みんなにやさしいまちです。世代に関係なく、生涯にわたり学ぶ意欲と健康な体を育み、豊かな人が育つまちとして安平町の子育て・教育の魅力を向上させ、日本一の公教育のまちを目指してまいります。

## 1. 就学前教育・子育て支援の充実

### (1) 就学前・保育の推進

両認定こども園の特色である自然体験活動と遊びを通した学びの充実を支援するとともに、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するために推進される「誰でも通園制度」について2026年度の全国実施にむけて検討・協議を進めてまいります。

### (2) 子育て支援の充実

令和6年度安平町自治推進委員会の提言を受け、まちづくり基本条例に網羅しきれない18歳未満の子どもに関する権利実現と社会参画に関する事項について「(仮称)子ども教育環境条例」の制定に向けた協議・検討に取り組んでまいります。

## 2. 学校教育の充実

### (1) 幼保小架け橋期プログラムの推進

両認定こども園で実践されている質の高い幼児教育を小学校以降の学びにつなげるため、5歳児と小学校1年生の2年間を焦点化し、学校種の垣根を超えた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取り組みを進めてまいります。

### (2) 「主体的・対話的で深い学び」を支える授業改善の推進

学習者が主体的に学習を調整できる視点を持ち、学校ならではの児童生徒同士の学び合いや多様な他者と協働した探究的な学びを促進できるように、ICTの活用や他校の実践を参考にしながら、教師が主体的に授業改善に取り組める研修機会の支援に努めてまいります。

### (3) 「社会に開かれた教育課程」の充実

安平町の教育の特色でもある「あびら教育プラン」を学校の教育課程に位置づけ、地域を題材にした探究的な学びをつくる取り組みを進めてまいります。また、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指し、柔軟な教育課程の編成に向けた協議・検討に取り組んでまいります。さらには、熟議の場である学校運営協議会の充実を図るとともに地域学校協働本部による地域学校協働活動を進め、地域や保護者など多様な他者と対等関係で協働し展開される「社会に開かれた教育課程」の推進に努めてまいります。

### (4) 福祉分野と連携した学校教育の推進

令和7年度に設置される「こども家庭センター」と連携を図り、個別に配慮が必要な児童生徒や家庭の養育支援の充実に取り組んでまいります。また、学びの保障に向けた不登校や集団生活に不適応傾向のある児童生徒を支援するため「校内支援センター」の設置に向けた協議・検討に取り組んでまいります。

### (5) 追分地区の学校づくりの検討

安平町学校施設等長寿命化計画に基づき学校づくりの議論に着手するとともに、追分地区の特色を生かした教育環境の構築を地域や保護者、子どもたちの意見を聞きながら協議・検討を進めてまいります。

### (6) 子どもの権利を大切にする教育の推進

日本ユニセフが委嘱する「子どもにやさしいまちづくり実践自治体」として、あらゆる機会に当事者としての子どもの意見を聞くことはもとより、教育活動においても「Child Rights Education (CRE): 子どもの権利を大切にする教育」を進めてまいります。

### (7) 学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革を文部科学省が整理しているカリキュラム・オーバーロード(時数と内容の過多)とワーク・オーバーロード(業務量の過多)の視点で整理し、部活動の地域展開や学校DX等の取り組みを通してワーク・オーバーロードの解消に努めてまいります。

## 3. 追分高等学校への支援の充実

### (1) 町と連携した高校魅力化への取り組み

北海道教育委員会による地学協働まちづくり推進事業「北海道MA+CHプロジェクト」の指定を受けた追分高等学校の活動を支援し、総合探究と選択の時間を活用し、地学4協働による高校魅力化の取り組みを進めてまいります。

#### (2) 町として継続する支援

希望する生徒や教職員に対する学校給食の提供、JRを利用して通学する生徒に対する定期券購入の補助、各種検定・資格取得に係わる検定料の半額補助、外国語指導助手（ALT）の派遣等について引き続き支援をしてまいります。

### 4. 社会教育の充実

#### (1) 平和教育の発展的充実

戦後80年の節目を迎え、平和の意義を深く学ぶ教育を推進します。また、平和とは戦争がない状態だけでなく、人権が尊重され、多様な文化が共生する社会の実現ともかかわるため、人権教育や多文化共生の視点を取り入れ、学校内外において広い視点での平和教育の充実に取り組んでまいります。

#### (2) 地域学校協働活動の推進

従来の学校支援の活動を充実させるとともに地域が主体的に学校の教育活動と連携・協働する活動や学校施設を地域に開放し学校で実施する社会教育活動を地域学校協働活動として進めてまいります。

#### (3) 地域スポーツ・文化環境の充実

部活動の地域移行により全世代のスポーツ・文化環境が地域で展開されます。世代に係なく生涯スポーツや生涯にわたって文化に触れられる環境づくりに取り組むとともにスポーツ地区としての早来地区、文化地区としての追分地区の特色を生かしたスポーツ・文化環境の充実に努めてまいります。また郷土資料館および鉄道資料館整備事業においては、将来を見据えた整備および事業の在り方について協議・検討を進めてまいります。

#### (4) 町民自らが企画・立案・運営する生涯学習活動に対する支援

町民自らが企画・立案し出資を募る「ABIRAtalks（あびら教育プラン）」に代表される町民の社会参加につながる「やりたい」を支援します。また、生涯学習フェスティバルや自らの啓発に努める学習活動に加えて心の豊かさを高める文化的活動についても生涯学習として捉え、支援を行ってまいります。

#### (5) 社会教育施設の活用促進

改修を終えた町民センターは公民館機能に加えて防災支援施設及び社会体育施設の機能を有します。早来学園は地域開放により社会教育施設としての活用ができます。同様に既存の学校や社会教育施設においても、より地域に開かれた活用の促進を図っていくとともに有効な活用について検討を行ってまいります。

以上、令和7年度の教育行政の執行に関する基本的な考え方並びに施策の一端について申し上げます。

引き続き、町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、教育行政

執行方針とさせていただきます

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。以上で令和7年度教育行政執行方針を終わります。

○議長（多田政拓君） ここで日程の追加についてをお諮りします。5番田村議員から議員の辞職願が提出されていますので、田村興文議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって田村興文議員の議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を再開します。

---

#### ◎ 追加日程第1

○議長（多田政拓君） 追加日程第1、田村興文議員の議員辞職の件を議題とします。事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 辞職願。この度、私傷病により約1年入院し、退院後は通院及び自宅にてリハビリを行って参りましたが、今後も車いすでの生活とリハビリを継続していく必要がありますことから職務復帰は困難との判断に至りました。つきましては、令和7年3月31日をもって議員を辞職したいので許可されますようお願い出ます。令和7年3月6日、安平町議会議長多田政拓様。安平町議会議員田村興文。以上です。

○議長（多田政拓君） 確認のため申し上げます。地方自治法第126条の規定により地方公共団体の議会の議員は議会の許可を得て辞職することができる

と規定されています。また、安平町議会会議規則では辞職願の提出があった時は議会に報告し、討論を用いずに会議に諮ってその可否を決定すると規定されています。お諮りします、田村興文議員の議員辞職の件について令和7年3月31日をもって議員を辞職することを許可することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって田村興文議員の議員辞職は許可することに決定しました。

---

◎ 日程第10 請願第1号

○議長（多田政拓君） 日程第10、令和6年第9回定例会請願第1号 安平町における水道未整備地域の対応についての請願を議題とします。本件について総務常任委員会の報告を求めます。

〔三浦総務常任委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦委員長。

○総務常任委員長（三浦恵美子君） 令和6年第9回定例会で本委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので安平町議会会議規則第93条第1項の規定により報告します。はじめに審査の概要から報告しますので報告書の裏面をご覧ください。

令和7年2月17日

安平町議会議長 多田 政拓 様

総務常任委員会  
委員長 三浦 恵美子

# 請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、安平町議会会議規則第93条第1項の規定により報告します。

## 記

| 受理番号         | 付託年月<br>日            | 件 名                      | 審査の結果      | 備 考 |
|--------------|----------------------|--------------------------|------------|-----|
| 請 願 第 1<br>号 | 令 和 6 年<br>12 月 18 日 | 安平町における水道未整備地域の対応についての請願 | 採択すべきものと決定 |     |

## 総務常任委員会請願審査の概要

- 1 件 名 令和6年第9回安平町議会定例会 請願第1号  
安平町における水道未整備地域の対応についての請願
- 2 審査年月日 1回目 令和7年1月21日（火）  
2回目 令和7年2月6日（木）
- 3 場 所 総合庁舎議員控室
- 4 出席委員 三浦委員長、箱崎副委員長、工藤委員、小笠原委員、内藤委員
- 5 委 員 外 多田議長
- 6 傍 聴 者 梅森議員（2月6日傍聴）
- 7 審査のため出席を求めた者 紹介議員 内藤圭子議員

## 8 事務局 木林事務局長、石塚補佐

### 9 審査経過

#### (1) 令和7年1月21日（火）

請願審査において紹介議員などから説明を求めるか否かなど請願審査の進め方と審査に必要な資料、次回審査の日程を協議し、次回審査において紹介議員から説明を受けることを決定し、次回委員会は2月6日（木）と決定（継続審査）とした。

#### (2) 令和7年2月6日（木）

審査は、北海道が策定した飲用井戸等衛生対策要領及び厚真町とむかわ町の水道未普及地域に対する支援制度などについて事務局から説明を受け、一般の飲用井戸水については、水道水のように水質検査の法的義務はなく、飲用井戸等衛生対策要領に基づき水質検査を積極的に受けることが指導されていることや、厚真町では胆振東部地震の後に創設された水質検査の補助制度が現在では廃止されていること、むかわ町においては定期的な水質検査に対する補助制度はないが、未普及地域で飲用井戸を掘削する際の補助、滅菌装置購入に対する補助制度があることを確認した。

その後、紹介議員である内藤議員から請願の趣旨説明を受け、水道ビジョンに基づく水道未普及地域の解消は困難であると判断し、飲み水を井戸に頼っている者に対する支援をお願いするもので、その背景には、井戸の掘削費用やポンプ代、電気代などのランニングコストは全て自己負担であること、地下水を使用しているため電化製品が壊れやすいこと、水質の変化によって管に穴があいたり鉄臭くて飲めない、風呂やトイレが黒っぽく着色するなど負担と水質の問題があることから、検査をして安心して飲める水を町に保障していただきたいという趣旨の説明があった。

質疑を経て討論に入り、委員からは、地下水の利用については個人で管理するのが原則という考えからこの請願には反対するという意見が出され、また、他の委員からは、未給水地域の方も同じ税金を払っているのだから上水道から給水を受けるのが前提だが、財政的に水道を引くだけの財力がない中でどうすればよいかを考えると、これは無用の投資ではないと思うので賛成するという意見が出された。

また、他の委員からは、まだアンケートが完了していないことと、地下水が原因で電化製品が壊れやすいことに対するエビデンス（根拠）をもう少し深めていただきたいという意味で反対するという意見がだされ、他の委員からは、農村地域では出てしまう硝酸窒素の対応を含め飲み水の確保には苦労してきたし、今飲んでいる水が安全かどうかもわからないで使っている町民もいるので、未普及地域の町民が安心して飲める水の保障の第1歩になるので賛成するという意見が出され討論を終結し採決を行った。

## 10 審査結果

本請願を採択することについて採決した結果、賛成 2、反対 2 と可否同数のため、委員会条例第 14 条の規定により委員長裁決により、採択すべきものと決定しました。

以上

以上、総務常任委員会に付託されました請願審査の報告を終わります。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。只今委員会における審査の経過と結果について報告がありましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4 番（鳥越真由美君） 総務委員長にお聞きしますが、もしこの井戸水が飲めないものとした時に町がどうするかということを求めているのかということが 1 点と。

同じ税金をという部分ですが、水道を引いている所は管を引く時に確かお金払っているのではなかったかなと思います。なので無料で水道水が、今使っている人たちがタダで付けていただいたわけではないという部分をご理解しているのかどうか、この 2 点をお願いします。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○総務常任委員長（三浦恵美子君） まず 1 点目の関係でその先を求めるかということなのですが、こちらも当該町民の方々が求めれば議会としても町としてもむかわ町のように支援を検討していけたらいいのかなと思うのですが、まず何も支援がない状況で一步踏み出すという形で審議がされたというのでご理解いただければと思います。

また、2 点目ですが同じ税金を払っているのではという議論でどういうことかという質問でしたが、確かに自分の自宅を建てる時に自分の自宅の土地の中ではお金を払うかもしれないですが、そこに至るまでの管を通すにはお金、税金を投じてやっている。その部分が町としてはできていないので、せめて安心した水質である担保を取るための水質検査だけは求めてもいいのではないかという、そういう結論に至ったそういう委員さんからのご指摘、

ご意見だったのでこの辺の２点をご理解いただけたらと思います。よろしく  
お願いします。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから請願第１号、安平町にお  
ける水道未整備地域の対応についての請願を採決します。この採決は起立に  
よって行います。よって起立しない方は反対と見なします。この請願に対す  
る委員長の報告は採択です。この請願を委員長報告のとおり採択することに  
賛成の議員は起立を願います。

（賛成議員起立）

（賛成：米川、小笠原、三浦、内藤、高山）

（反対：工藤、鳥越、箱崎、梅森）

○議長（多田政拓君） 起立５、多数です。着席ください。したがって請願第１  
号は採択と決定しました。

---

## ◎ 日程第11 議案第１号

○議長（多田政拓君） 日程第11、議案第１号 令和６年度安平町一般会計補正  
予算（第13号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議案第１号朗読。

## 議案第 1 号

令和 6 年度安平町一般会計補正予算（第13号）について

令和 6 年度安平町一般会計補正予算（第13号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

早来学園冷房設備改修事業の計上等により、令和 6 年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第 1 項の規定により提案するものである。

別冊、補正予算書をご覧ください。

## 議案第 1 号

令和 6 年度安平町一般会計補正予算（第13号）

令和 6 年度安平町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68,447千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,995,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 6 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和6年度安平町一般会計補正予算(第13号)について提案説明をいたします。今補正の主なものにつきましては、歳入では令和6年度国の補正予算による普通交付税の再算定による8923万4000円の増額など、歳出では早来学園冷房設備改修工事費1億228万9000円の計上などです。なお、今補正においては、歳入歳出ともに各種事務事業費の確定及び決算見込みによるものについての説明等は省略させていただきますのであらかじめご了承ください。

それでは歳出から説明いたしますので29ページをお開き下さい。

1款議会費は、全て決算見込み等による減額となりますので説明は省略します。

31ページにまたがる2款総務費、1項1目一般管理費は全て決算見込み等による減額。2目電子計算費(1)防災行政情報告知ネットワーク構築事業、10節は電気料金の高騰による増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。33ページ、5目職員厚生管理費及び34ページ、6目文書広報費は全て決算見込み等による減額です。36ページにまたがる7目財産管理費(3)町有施設管理経費、24節は安平町土地開発公社解散時の積立金を土地開発基金に積み立てるもので、その他は全て決算見込み等による減額です。9目地方振興費は防犯灯の電気料金に係る省エネ賦課金の増により予算の不足が見込まれるため増額するものです。37ページにまたがる10目企画費(1)地域公共交通対策事業、13節共通回数乗車券の利用者の増加に伴う増額、18節は地域公共交通維持確保ハイヤー運賃等助成金は利用者の増に伴い増額するもので、その他は全て決算見込み等による減額です。38ページ、11目まちづくり推進費から40ページ、12目交通安全対策費は全て決算見込み等による減額です。15目財政調整基金費(1)市町村備荒資金組合納付金は北海道胆振東部地震義援金の余剰金を普通納付金として積み立てるもので、(2)減債基金積立金は、普通交付税の再算定により追加交付となった臨時財政対策債の償還経費分を積み立てるものです。(3)まちづくり基金積立金は企業版ふるさと納税の積立分を町民センター施設改修工事に充当するもので、(4)産業づくり基金積立金は、立木売却収入の減額等による積立金の減額です。41ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費から44ページ、(2)社会福祉団体等補助金は、6項1目監査委員費までは全て決算見込み等による減額です。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費(2)社会福祉団体等補助金は、社会福祉協議会からの補助申請額にて人事院勧告における差替申請があり不足が生じたため増額するもので、その他は決算見込み等による減額です。47ページにまたがる3目民生委員費は全て決算見込み等による減額です。4目社会福祉施設費、10節燃料費及び光熱水費は各施設の利用頻度の増加により支出も増加していることから増額するもので、その他は全て決算見込み等による減額です。48ページにまたがる5目ぬくもりセンター施設費、10節はぬくもりの湯かけ湯のボールタップ交換等による修繕料の増額で、12節は燃料価

格の高騰や電気料金の増が見込まれることから増額するもので、その他は全て決算見込みによる減額です。8目重度心身しょうがい者医療費は受診件数の増加や助成額の増加により増額するもので、49ページにまたがる9目高齢者福祉費は全て決算見込み等による減額です。50ページにまたがる10目高齢者福祉施設費（2）しののめ交流館管理経費、10節及び13節は利用頻度の増加により支出も増加していることから増額をするもので、その他は全て決算見込み等による減額です。51ページにまたがる11目介護支援費は全て決算見込み等による減額です。12目しょうがい者福祉費（1）しょうがい者自立支援事業経費、11節は申請者の増加による増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。52ページ、2項1目児童福祉総務費から3目子育て支援費までは全て決算見込み等による減額です。53ページ、4目認定こども園等運営経費、18節子どものための教育・保育給付費負担金は、人事院勧告に基づく公定価格の基本単価等の上げが令和6年4月に遡って実施されたため負担金を増額するもので、その他は全て決算見込み等による減額です。5目児童手当費、18節は制度改正に伴うシステム改修費の増額計上で、19節は制度改正による新規対象者の支給に伴う増額です。

54ページ、4款衛生費1項1目地域保健費、18節看護師等雇用確保助成金は要綱改正による新規看護師1名、新規歯科衛生士1名の雇用により増額計上するもので、その他は全て決算見込み等による減額です。55ページから56ページにまたがる2目予防費は全て決算見込み等による減額です。57ページ、3目母子保健費、18節W E B－T A W N運用負担金は妊婦のための支援給付事業開始に伴うシステム改修費用の増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。58ページ、4目霊場費から60ページ、6目公害対策費までは全て決算見込み等による減額。7目保健センター管理費、10節は利用頻度の増加により増額するもので、その他は決算見込み等による減額です。2項1目衛生組合費は決算見込み等による減額で、61ページ、3項1目水道費は水道事業会計の補正に伴う補助金の減額です。

5款労働費は決算見込みによる減額で、62ページにまたがる6款農林水産業費、1項1目農業委員会費及び2目農業総務費は全て決算見込み等による減額です。3目農業施設管理経費、10節は電気料金の高騰による増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。63ページ、4目農業振興費（3）生産振興対策事業経費、18節はJ Aとまこまい広域からの要望により加工用馬鈴薯の一時保管倉庫の建設に対し補助を行うもので、道の地域づくり総合交付金を活用し実施するものです。（5）鳥獣被害防止総合対策事業経費、7節は捕獲頭数確定により増額するもので、その他は全て決算見込みによる減額です。64ページ、5目畜産業費から67ページ、2項2目林業振興費までは全て決算見込み等による減額です。

7款商工費、1項1目商工業振興費（1）企業誘致推進事業経費、10節は企業版ふるさと納税受領に伴う感謝状額縁を購入するもので、その他は全て

決算見込みによる減額です。69ページ、2目観光費（1）道の駅運営事業経費、12節は電気料金や燃料価格の不可避な高騰に伴う指定管理料の増額。70ページ、（5）物産館管理経費、10節は燃料価格の高騰により不足するため増額するもので、その他は全て決算見込みによる減額です。71ページ、3目道央新事業創出促進事業費は、安平町派遣職員の寒冷地手当の世帯主変更等に伴う負担金の増額です。

8款土木費、1項1目土木総務費は決算見込み等による減額。2項1目道路橋りょう総務費は燃料価格の高騰に伴い増額するものです。72ページ、2目道路維持費（1）道路施設等維持管理経費は電気料金の値上げなど支出見込による増額。（2）除雪対策経費は凍結防止剤が不足したことによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。3目道路新設改良費から73ページ、4項1目都市計画総務費までは全て決算見込みによる減額です。75ページにまたがる2目公園費（3）町内公園管理経費、10節光熱水費は、電気料金の高騰に伴い不足が生じるため増額するもので、その他は全て決算見込み等による減額です。76ページにまたがる3目緑化推進費は全て決算見込みによる減額で、5目公共下水道費は下水道事業会計の補正に伴う補助金の減額です。5項1目住宅管理費（1）公営住宅管理費、10節は共用部電気料金に係る省エネ賦課金の増により予算の不足が見込まれるため増額するもの。その他は全て決算見込み等による減額です。

○議長（多田政拓君） 副町長すみません。ちょっとお待ちください。只今説明の途中ですが、午後1時まで休憩とします。

休憩 午後 0時00分

---

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を始めます。休憩前に引き続き議案の説明をお願いします。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） それでは午前中に引き続き令和6年度安平町一般会計補正予算（第13号）について説明をします。77ページをお開きください。77ページ、2目住宅建設費は決算見込み等による減額です。

9 款消防費、1 項 1 目消防組合費は決算見込み等による減額で、78 ページ、2 目災害対策費、10 節は電気料金の高騰による増額で、その他は決算見込み等による減額です。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費は決算見込み等による減額で、79 ページにまたがる 3 目義務教育振興費（1）学校施設管理経費、10 節は電気料金の値上げの影響を受け学校施設の電気料金が不足するため増額するもの。14 節早来学園冷房設備改修工事は国の補正予算を活用し早来学園にエアコン設置を行うもので、繰越明許費により実施するもの。その他は全て決算見込み等による減額です。80 ページにまたがる 4 目教育振興費及び 5 目教員住宅管理費は全て決算見込み等による減額です。6 目スクールバス管理費、10 節はスクールバスの車庫に係る電気料金で高騰による増額で、その他は決算見込み等による減額です。81 ページ、2 項 1 目学校管理費、10 節はエアコン設置作業により暖房の使用が多くなり、予算不足が見込まれるため増額するもので、その他は全て決算見込み等による減額です。2 目教育振興費は決算見込み等による減額です。82 ページにまたがる 3 項 1 目学校管理費、10 節は除雪機の使用頻度の増によるもので、その他は全て決算見込み等による減額です。4 項 1 目学校管理費、10 節燃料費は燃料価格の高騰に伴い暖房費の不足が見込まれるため増額補正するもの。光熱水費は支出見込による増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。2 目教育振興費及び 83 ページ、5 項 1 目社会教育総務費は全て決算見込み等による減額です。84 ページにまたがる 2 目文化財保護施設費（2）郷土資料館管理経費、10 節は作業時間の増加に伴い予算不足が生じる見込のため増額をするもので、その他は全て決算見込み等による減額です。3 目公民館費から 86 ページ、6 項 3 目体育施設費までは全て決算見込み等による減額です。87 ページ、4 目学校給食費、10 節光熱水費は水道使用料で異物混入等の衛生対策として、食材の洗浄及び食器類等の洗浄の強化を実施したため、過去平均より約 10% 程度使用が増えたため増額するもの。賄材料費は追分高等学校の学生利用者の増に伴い増額するもの。14 節は水道使用料の増に伴い下水道使用料も増になるもので、その他は全て決算見込み等による減額です。88 ページ、5 目スキー場管理費及び 6 目町民プール管理費は全て決算見込み等による減額です。89 ページ、7 目スポーツセンター管理費（2）せいこドーム維持管理経費、12 節スポーツセンター指定管理料は最低賃金改定に伴う人件費支援及び燃料価格の高騰等に伴う燃料費及び光熱水費の支援をするために増額をするもので、その他は全て決算見込み等による減額です。8 目野球場管理費及び 90 ページ、12 款給与費までは全て決算見込み等による減額です。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので 8 ページをお開きください。

12 款、地方交付税は国の補正予算に伴い地方交付税が増額され、給与改定費分など今年度交付された普通交付税の基準財政需要額の再算定により追加

交付されるものです。

9ページにまたがる14款、分担金及び負担金は全て決算見込みによるものです。

11ページにまたがる15款、使用料及び手数料は全て決算見込みによるものです。

12ページ、16款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金から、13ページ、2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金までは全て決算見込みによるもので、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、こども家庭ソーシャルワーカー資格受講等、相談支援及びケースワークの体制強化を図るための費用に対し補助を受けるものです。14ページ、3目衛生費国庫補助金から15ページ、5目土木費国庫補助金までは全て決算見込みによるもの。5目教育費国庫補助金、1節教育費補助金、学校施設環境改善交付金、早来学園冷房設備改修事業は、早来学園のエアコン改修事業の実施に対し基準額の3分の1が交付されるもので、繰越明許費の財源となるもので、その他は決算見込み等によるものです。3項1目総務費委託金は決算見込み等によるものです。

16ページ、17款道支出金、1項1目民生費道負担金から21ページ、2項8目消防費道補助金まではいずれも交付額決定または決算見込みによるものですが、19ページ、2項4目農林水産業費道補助金、1節水利施設管理強化事業補助金は水利施設管理強化事業に対し予算割り当てがあったもの、20ページ、5目土木費道補助金、2節住まいのゼロカーボン化推進事業補助金は住宅リフォーム助成事業の断熱・省エネ改修工事が対象となったものです。

22ページにまたがる18款財産収入は全て決算見込みによるもので、23ページにまたがる19款寄付金、1項2目指定寄付金は企業版ふるさと納税で寄付実績による増額、災害支援金等は令和6年10月25日の全員協議会でご説明しました胆振東部地震における災害義援金の余剰分は備荒資金組合の普通納付金に、災害支援金の余剰分を町民センター施設改修工事にそれぞれ充当するもので、その他は記載のとおりです。

20款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、24ページ、3目まちづくり基金繰入金から25ページにまたがる2項1目特別会計繰入金まではいずれも充当事業の補正などによるものです。

26ページにまたがる22款諸収入、3項1目衛生費受託事業収入から27ページ、4項6目雑入まではいずれも決算見込み等によるもので説明欄に記載のとおりです。

29ページ、23款町債、1項4目1節道路橋りょう債は事業費の確定により整理をするもので、2節河川債は第1幹線排水路外浚渫工事に緊急浚渫推進事業債を充てるもので、5目教育債、教育施設債は早来学園冷房設備改修事業の実施に対し新たに借入れを行うもので、繰越明許費の財源となります。

次に繰越明許費及び債務負担行為補正、地方債補正について説明しますの

で、4ページをお開きください。まず第2表、繰越明許費については、2款1項民間賃貸共同住宅等建設支援事業900万円は、着手している建設事業が年度内に完了しないことから繰越しするもので、10款1項早来学園冷房設備改修事業1億228万9000円は、国の補正予算を活用し早来学園にエアコン設置を行うため繰越事業で実施するものです。

次に第3表、債務負担行為補正の変更については、スクールバス更新事業で、予算額に合わせ限度額を3856万3000円から3488万6000円に変更するものです。

次に第4表、地方債補正の追加については河川浚渫推進事業で限度額を200万円とするもの。早来学園冷房設備改修事業で限度額を3510万円とするものです。5ページ、変更については道路施設長寿命化修繕事業の限度額を4730万円から2100万円に変更するもので、起債の方法、利率及び償還方法は変更ございません。

以上、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ6844万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億9503万6000円とするものでございます。ご審議の上ご決定下さいますようお願い致します。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出29ページをお開きください。PDFのページは33ページとなります。歳出29、30ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ31、32ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ33、34ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ35、36ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ37、38ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ39、40ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 39ページの18負担金補助及び交付金の移住支援金の部分なのですが。こちら全額落としていて該当者なしということだったのですが、その要因についてお知らせください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 移住支援金については北海道との共同事業となっていて、わくわく事業という形の東京都から北海道の市町村への移住を促進するための事業となっています。移住支援金の支給に対する負担割合は国50%、道25%、市町村25%という形になっていて、対象になるためには要件が道の方でいくつか付いています。その要件としては移住直近10年間のうち通算5年以上東京の23区にお住まいの方といった要件がある制度となっていて、今年度についてはその対象を満たすような移住した方からの申請が無かったのでゼロ決算見込みということになっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 条件が厳しいということなのですが、こちら例えば引越して来られてあなた対象ですねとわかるようだったらその方にお知らせしているのか、どのような周知方法をとっているのか伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） こちらについては北海道全体を通じての取り組みとなっていて、例えば移住フェアが行われる際には北海道の移住支援促進協議会というところで周知をしていたり、また、北海道の方でマッチングサイトも掲載していて、移住した際には助成金が受けられることを周知徹底している取り組みになっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では、特段町として何か周知しているという感じではないという認識ですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 町としては、移住対象者については町の方でも把握していきまして、その移住してきた方々がこの制度に対象しそうな場合についてはPRをして申請できるような旨をアドバイスしているような動きをしています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 私はその下の移住暮らし推進協議会交付金というところの減額の要因なのですが、いいですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） こちらの主な減額要因については、地域おこし協力隊インターン生の活動実績に伴うものとなっていて、当初の予定としては15人掛ける30日で国の方から1日あたり1万2000円支給されるという計算で540万円ほど見ていました。今回実績見込みとしては当初の150日に対して195日。内訳は9人のインターン生、平均21.7日という実績見込みとなりまして、その差が312万ということで概ねほとんどの内訳がインターン生が見込みよりも入ってこなかった状況になっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ほとんどは学生だと思うのですが、安平町にそれだけ来ていただけなかったということで、周知方法とか何か工夫はされたことはありますか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） こちらは当初計画が450日分、15名30日と組んでいたところがあったのですが、こちらでも制度を動かし始めて3年目になります。その30日の考え方はインターン生はずっといるのですが活動にあたる日数、例えば土日といったものが交付金の対象にならないことが見えてきていまして、その辺の日数の換算、積算が少し甘かったということが今反省点としてあります。その部分を次年度予算の際には整理していく考え方でありまして。その上で見込みであった15人が9人となっている部分ですが、これも初めてでしたので過大に設定していたところがありまして、今10名来ている部分についてもしっかりとPRをして成果が残しているのではないかと考えています。今後は多分10人行けばいい取り組みになるだろうという実感を持っています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ41、42ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ43、44ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ45、46ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 46ページの低所得者世帯臨時特別給付金等の給付金関係なのですが、かなり執行残が目立つのですが。こちらはどのようにしてこれぐらい残ってしまったのか、その要因についてお願いします。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 給付金の関係でご質問いただいたわけですが、こちらは昨年の6月定例議会の方で補正予算を計上させていただきました。基準日が6月3日という設定ということもありましたけども、予算計上する際には令和6年度の課税状況がまだ未確定の段階での計上でしたので、予算自体は余裕を持たせていただいた形で計上させていただいた結果、その後6年度の課税がはっきり決定させていただいた後に執行させていただいたものですが、その結果、多く見ていた分も含めて執行残として数字的にも大きく残ったことになっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 対象の方はどれぐらいの割合で受けられたか、その辺もしわかれればお願いします。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） （6）の低所得者世帯臨時特別給付金。こちらの関係については予算自体は283世帯の10万円を見ていました。その結果、実績ですが179世帯が該当になりまして、そのうち151世帯の申請となりまして執行率84.3%ということになっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 一番上以外の他の給付金に関してもそれぐらいの執行率でよろしいですか。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 次の（7）の住民税均等割のみ課税世帯、こちらの方は予算自体は174世帯への10万円を計上させていただきました。その結果、16世帯で8世帯の申請となりまして50%の執行率となりました。続きまして（8）の低所得者の子育て世帯加算給付金の関係ですが、予算自体は110名。こちらの児童一人当たりの110名ということで5万円を支給するものとなっていました。実績では22世帯39名中11世帯の23名分の執行となりまして59%の執行率となりました。

続いて（９）の定額減税補足給付金の関係ですが、予算自体は1245名分を計上させていただきましたが、実績としてこちら少し数字が伸びまして1265名が該当になりましたが、実際は1201名の申請となりまして94.9%の執行率となりました。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ47、48ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 48ページの9目高齢者福祉費の高齢者支援事業の12委託料の緊急通報システム。いつも確認はさせていただくのですが、確か予算計上は165台分だったのですが、この減額した要因どのように整理されているのか担当課としてお願いします。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） こちらについては165台分の予算計上をさせていただいていたところですが、こちらは2月末現在で124台の設置となりました。こちらについて予算上は台数分を確保した部分での予算計上となりましたが、設置されても転出されたりお亡くなりになられたりということでも減する部分もありますが、新たに設置してほしいということで付けている方もいらっしゃいます。トータル的には今現在124台の設置ということで、その差額分が見込みとして、予算としては残る形なものですから今回この減額という形で整理をさせていただいたものです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ49、50ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 49ページの10目高齢者福祉施設費の除排雪の関係なのですが、こちら減額されたのですがまず要因について伺います。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 高齢者福祉施設費の除雪の関係ですが、ぽっぽ苑、は一と苑の除雪になるのですが、ぽっぽ苑・は一と苑・ぬくもりセンターの前面の駐車場含めて例年シルバー人材センターに委託をしまして、今年度もシーズンはじめにシルバーと協議したのですが、今年度は受託が難しいというお話もいただきまして。それで町内の森本組と協議したところ受託可能だということで森本組に変更しました。そうするとぽっぽ苑、は一と苑の方の除雪というのは大きな機械で隅々までやるのが難しいのですが、ぐるっと一周回っていただくようなことである程度は除雪ができるものですから、時間的に非常に短い時間で済むので、ぬくもりセンターの除雪の委託の中で一括してお願いするというので今年度は執行しますので、それでぽっぽ苑・は一と苑の除雪委託料が全額執行残ということで減額になっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） シルバー人材の方は特に追分地区は人材が不足しているというお話を伺うのですが、今後、来年度以降どうしていくかということで、またシルバーさんと協議してやっていってダメだったら森本さんになるのか、それとも最初からずっと森本さんでお願いするのか、その辺どのように整理されているかお願いします。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 現段階においては、来年についてはシルバー人材センターの方で人材が揃えば受託可能という状況にもなり得ますから、そういったことも含めて現段階では考えているところです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では人材が揃ったらシルバーさんに頼んで、ダメだっ

たらまた今回のような形になるという整理でしょうか。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 現段階ではそのように考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ51、52ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 52ページの12目しょうがい者福祉費の部分の扶助費、医療的ケア支援費。こちら全額を落としているのですが、対象の方がいらっしやらないのかそれともどういう要因なのか伺います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 医療的ケアの支援費の関係ですが、こちらは当初予算で1名分を見込んでいましたが、結果的に利用者の希望が無かったということで減額ということで整理させていただきました。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ53、54ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ55、56ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 55ページの2目予防費の委託料の関係。こちら減額補正されているのですが、受診率などはどのように担当課として整理されているのか伺います。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 受診率ということでご質問いただいたのですが、率ではなく人数で押さえていただいていたので、そちらの方をご回答したいと思います。

結核検診は予算850名に対して見込みで533名となります。次のエキノコックスの関係ですがこちらは予算60名に対して40名の見込みとなっています。次の総合バス健診の関係ですが、こちらはいろいろ項目があってそれぞれで言うところ結構細かくなってしまうのですが、大きなところでいきますと胃がんについては400人に対して284名。それから肺がんですが420名に対して399名。それから大腸がん検査は600名に対して529名。前立腺の関係は210名の予算に対して198名の方が受診をされているというところですよ。

センター健診と病院健診の数字の方を押さえていなかったのですが、その次の健康診査の業務委託料、中学生のピロリ菌の関係になりますが予算55名に対して見込みが46名となっています。一番下の成人歯科健診の関係ですが、こちらは成人歯科の対象となる方が472名いました。後期高齢者の方が149名いました。こちらは1月末時点ですが成人で17名、後期高齢の方6名が受診されていて、成人歯科は実績としては人数が少ないのですが令和5年の北海道平均でいくと1.86%の受診率が無いところに対して、安平町では3.7%ということで全道平均よりも多く受診をされたという結果で押さえています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 各種健診についての受診率向上について担当課としてはかなり尽力されているかと思うのですが、実績見込みを踏まえて今後どのように考えているか伺います。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 基本的にはこれまで同様に個別のご案内と

か広報によるお知らせとか未受診者に対する訪問、電話などの受けてくださいといったアプローチをしていきたいと考えていまして。また、来年度に向けて新たな良い手法があればどんどん取り入れて受診率向上に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ57、58ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ59、60ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ61、62ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ63、64ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ65、66ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ67、68ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ69、70ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ71、72ページで質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 72ページの町道補修事業で工事請負費。なぜこんなにお金が執行残として残るのかなと思って。先ほど高山議員との補償問題の時にいろいろ話をしていましたが、こんなにお金を残すなら直してもらえなら直してほしかったなというのはあるので。これどういうことなのか、よろしくをお願いします。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 予算の時にもお話しているのですが、一応交付金事業で1億1000万要望しているのですが、結局内示が20%なり30%しか付かないということで。一応要望額を予算計上させていただいてまして、最終的に交付申請する時に予算書の写しを提出しなさいということなので、当然交付金の要望額に対しての予算額が必要になってくるということで事業を進める中で最終的にこの額が決まってきた、今回落としてはいるのですが、この事業をやっている最中に事業の要望の変更というか増額の申請ができるルールでして。前にもお話が出たかと思うのですが2回目、3回目という申請作業があって、ここで申請、少し増額してくださいとお願いはするのですが、それが最終的には叶わなかった部分で大きな金額が減額させていただく形になるということでご理解願いたいと思います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私は町道の整備事業での測量の委託に関することなのですが、こちらでも多額の残があると。入札の結果を見ると大体93とか91という落札率で1400万、1500万程度の工事が2本とかって、これは大きな他の測量がまだあるのかもしれませんが、これで言うと残額が非常に残っているという計算式がよくわからないのですが、これに対する説明をお願いします。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） これに対しても高額の交付金要望、額を要望してい

まして、遠浅酪農2号線の実施設計とか用地確定測量とか国に対して要望を  
してまして。実際、先ほどもお話ししましたが内示額というのが20%、30%  
しか付かないものですから、そこで額が決まってきて最終的に増額要望して  
もなかなか付かないということで最終的にその額の確定に伴って大きなお  
金が減額されるという形になります。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） では予算要望する時には先に膨らませておかないとな  
らないということなんですよ、原則的に言ったら。2割、3割しか当たらな  
いのだから。所詮この膨らませておかないとその数字が確定する時には3割  
とか2割とかっていう数字にしかないという想定のもとに予算化して  
いるということの理解でよろしいですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 我々としては膨らませているというイメージはなく  
て、当然ここまでやりたいという形で要望させていただいてまして。その  
やりたい、例えば2km、3km設計をやりたいのですねと要望をするのですが、  
実際にはそこまでお金が付かないということで結局は1kmなりということ  
で距離数が短くなってしまうということになりますので、膨らませているわ  
けではなくて、あくまでやりたいことで要望させていただいています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） よくわかっています。ただ、これいつになったら全部100%  
になるのかなと考えたら、ずっと繰り延べでいったら4年、5年黙っていて  
かかるという計算になるのですが。これで予定どおり工事が終了するとか設  
計が終わるという話には到達するのでしょうか。これが普通の基準なのかどう  
か。その辺について教えてください。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 社会資本整備総合交付金のルールとしては基本3年  
から5年とルール化されているのですが、実際には5年を超えて7年とか出

てしまうということが現象として起きているのは間違いないです。これウチの町だけではなくて全国的な話なので、どこの町もこの内示額という現象が続いているということで、事業費が大きければ使えるお金もある程度は確保できるのですが、どうしても1路線しか見ませんのでこの中でやりくりしなければならぬということです。なので我々の予想としては5年は超えるだろうと。なので恐らく7年ぐらいは最低でもかかるのかなと思っています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） また同じご答弁だったら申し訳ないのですが、2目の町道補修事業の委託料、道路施設点検委託料。こちら全額落としているのですがこの要因についてお知らせください。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） こちら平成26年度に実施した道路ストックの総点検というものがありまして、その中で道路付属物になります道路照明の点検を実施してから10年ぐらい経過しているのですが、更新のための点検を行う予定でありましたが、現在施設グループの方でLED化事業ということでやられていまして、その中で道路照明も拾っていただいているのですよね。道路の交差点照明とかもこのLED化事業でやっていただいているということで、ここでせっかく新しくしていただいているということもありまして、わざわざ点検をしてお金を使うのもあれかなということで今回我々のミスの部分もあるのですが、うまく調整できていなくてこの予算を全額落とさせていただく形になりました。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では当初予算の時は、その関係がうまく話がついていなくてというか情報共有が行っていないくて、途中で気付かれて落とす形になったということなのではないでしょうか。経緯がちょっとわからないのですが。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 施設グループに確認しましたところ全ての道路照明が新しくなっているわけではないので、来年度もまた道路照明の整備もしていただけるということにはなっているのですが。先ほど議員もおっしゃられたとおり事業を進めている中でここは特にやる必要はなくなったと途中で判断したということで、気が付いたということです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では来年度もここは無くなるということでよろしいですね。

○議長（多田政拓君） よろしいですね。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ73、74ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ75、76ページで質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 76ページの公営住宅の管理経費についてお伺いしたいと。この場所でもいいかちょっとわからないですが、公営住宅にお入りの方で先日灯油の臭いがして移設をしたという。そして直していただいて元に戻ったというお話のことを町民からお伺いをした経緯があります。こういったところで更に今まで使用していた家財道具にも被害を被ったといったところの話を承り、またその部分もどこかで行政側の方で何か補償しているのかどうかそれはわかりませんが、こういった事情の工事がどの辺にここに含まれているのかよくわからない。

それと住民からそういう経過があったことは行政側から報告されている経緯も今の段階では無いとのことなのですが、そういった経緯がもしあるでしたらご報告をこの辺で願いたいと思います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 只今の質問ですが、こちらの方についてはみなし特公賃住宅の改修した部屋のところで工事のミスがありまして灯油の配管に穴を空けてしまったと。入居者が決まりまして我々の指示で水道、燃料、中の方を整備はしたのですが、入居できるように全て検査してくださいということで手配した後に1階の方からまず天井の方から雨漏りがしていると。その後すぐそれが灯油の臭いだということで我々もすぐ現場に駆けつけました。その後調査した結果、先ほどご説明したような形で壁の間の中にあつた灯油の配管に壁材を固定するビスがちょうど刺さりこんで、効かないということでそれを1回外して違うところにどうやらビスを打ったみたいなのですが、その穴の開いていたままの状態です。こちらについてはまず施工業者の方と入居者の方で話し合いをしていただいて、補償問題を今まだ、昨日業者の方に確認したところまだ解決していないとのことなのですが、そういう状態で現在まだ途中の段階です。町としてはとりあえず今のところ民間の業者と入居者さんとの間の話になりますので状況を見守っている段階です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） そういったところは一切民間のミスであるので民間の方で全部整理をするということで、最終的には終わり次第町の方にその旨の伝達をされるという理解でよろしいのでしょうか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 議員がおっしゃいますようにまずは民間さんの方で整理していただくというふうに考えています。今、途中経過をとりあえず私の方も気になりますので教えてくださいということまではお願いしているのですが、まだその報告が届いていないところです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ77、78ページで質疑はありませんか。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 住宅リフォーム助成金ですが、こちらの方は何名利用していて。残っているということは需要が減ってきているのかどうか確認させてください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 令和6年度の住宅リフォーム助成金の方ですが、申請件数は13件ありました。ただ、補正額が大きいのが1件あたり最大150万までというところが、事業費が安いものもありますのでトータルとして減額補正をさせていただいていると。件数については最近この13件ぐらいがアベレージかなと思っています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ79、80ページで質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 79ページ、工事請負で早来学園冷房設備改修工事の関係なのですが。何社ぐらいから見積もりを貰って決めていったのか。それとどのような規模的なもので配置していくのか全く見えないので、後でもいいですからこういう形の中で設備をしていくということだけ知らせていただきたいということと、これを作ることによって電気料のランニングコストがどのぐらい来年度見積もっているのか2点伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） まずこの設計に関しては既存の新築の時点では特別教室等に配置した以外の普通教室へのエアコン設置ということで、体育館は除かれる工事の概要となっています。一般的に使用に対しての設置費用の積

算ですが、本年度この一つ上の設計業務委託料を行いまして、その配置を決めた中で概ねのエアコンの金額を算定する形で、これは予算化しているところです。ですから機材の単価、何社かと言われると通常は2社以上ということを取っていますが基本的にそういう形になっています。

次にこちらを導入した時のランニングコストですが、こちらははっきりと積算が難しいところで、今現在2年ぐらい使用しているのですが、例えば追分中学校の使用の方法、早来学園の使用の方法とか、去年の夏の状況、今年の夏の状況ということで今現在ここの積算が非常に難しいところではありますが、そちらは概ね新年度予算で計上させていただいている金額の範囲内で進めてまいりたいという考え方で当初は計上しています。はっきりとは正確な数字が拾えないのが現実です。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 同じところですが、完成予定はいつになりますか。今シーズンから使えるのかどうか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちらは実は学校が空いている期間ではなかなかできない工事が本年度の追分小学校と同じような形になりますので、どうしても教室の工事は夏休みとか長期間に入ってしまうということなので。こちらは先ほど建設とかの話のように来年度予算に要望してはいたのですが、需要額が多くて、もしかすると希望した額より減らされる可能性があるのですが、それを計画的にやっている市町村には前倒ししてやることによって満額を与えますという流れなものですから、工期的には年度末いっぱいかかるようなものが年度内に終わるぐらいかなということで、夏の利用は難しいかなというところです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ81、82ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） なければ83、84ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） なければ85、86ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） なければ87、88ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） なければ89、90ページで質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 89ページのスポーツセンターの指定管理料の部分。これまた何回も議論して言いたくないのですが。ここ何故なのかなというのがコロナも終わってそれなりの落ち着きになってきている部分で、確かに物価高、電気・燃料代が上がってきたというのはわからないではないけれども、そこはちゃんと指定管理者のそれなりの努力を見てきたのか。そもそも5年間の指定管理の見積もり方が間違っていたということにしかないのですよ参事。だってこれずっと毎年毎年お金を付けている。確かにコロナがありました。物価高騰と出ているけれども、やっぱり予算組む時5年間の指定を結ぶのでそれなりの社会情勢を踏まえながら、あと使用料の問題も含めてどれだけ指定管理者が努力をして使用料をいただくかという部分もある絡みがあって双方が、血を出すというならウチは血を出している、でも相手側は血出さないとならないだろうと思っているのです。でも最低賃金が上がったから上げましたって、これは管理委託業務とは違いましてね。指定管理制度からしたら指定管理者が、会社がきちんとやることであって、そこまで最低賃金が上がったからウチが払うというリスク分担に無かったような気がするのですが、私の見落とししかは知りませんけどね。そこ辺り含めて、まず本当にあなた方の5年間の査定が正しかったのか。コロナの事情があったからわかるけれども、落ち着いたってこんなにまた支払っているというその点についていかがですか。

〔佐々木佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 指定管理料の支援金の関係ですが、最初に指定管理料の5年間の見積もりが甘かったのではないかとのご指摘ですが、実際問題として例年1000万以上の支援金を出していますので、そこが見込めなかったという面ではご指摘のとおりかと思いますが、5年前にこの指定管理料を積算したものでして、今の燃料単価それから電気料の高騰というところは確かに見込めませんでした。その当時については過去の実績の平均により燃料それから電気料というのを積算させていただきましたが、その燃料単価のアップ、電気料の高騰を考慮しながら指定管理料を積算できなかったところに関しては議員がおっしゃられるとおり見積もりが甘かったと言われても仕方がないかなと思っていますが、そのような状況もご理解いただければと思っています。

それから今年度1300万ほどの支援金とさせていただいていますが、令和6年度の支援に関しては1月下旬に指定管理料についてのご協議をいただいています。その時にその時点での決算見込み、管理料から利用料を引いた金額ですが、その時点で指定管理費について管理費から利用料を引いた金額でおよそ1800万ほどの赤字になる見込みでいただいています。ただし、安平町としてはその最低賃金の単価アップ部分それから燃料・電気料の1、2、3月分の安平町として出した見込み、12月までの実績と見込み、それらを勘案して1300万という数字を出させていただいて、残り数か月しかありませんが、そこについては指定管理者収入増それから管理経費の節減、そこを努力いただくとともに更に支援金よりも赤字が出た場合については指定管理者において補てんいただくようお願いしているところです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 参事が言っているとおり激動している社会情勢の中でいろんな物価高の部分ではわからないわけではないけれども。しかし、この間しっかりと5年間の中でどれだけこの指定管理者が経営努力をしてきたのかと。そこあたりきちんと点検しているのか。改善してきた面があるとか、それらについてきちんと押さえていますか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 経費節減については、結果的には人件費に

つきましてはこちらで示した基準管理費をオーバーしている状況ではありますが、その一部の業務においてはかなり努力されて人のやりくり等しながら節減に向けてやられていますし、ただ一方で人材確保等によってうまくいっていないところもあります。燃料・電気料については、なかなか節減というところは節電、照明をこまめに消したりというところは見受けられますが、アリーナ、プールは単価もそうですが気温にも左右されるところがありまして、例えば夏場暑ければ温水プールの重油については下がるけれどもアリーナの電気料は上がるとか、なかなか管理上の節減だけは賄えないところもありまして、そこの部分についてはこちらでも確認はしづらいところですが、一番指定管理者として努力いただいているところは特にアイスアリーナですが、これまでの議会の中でもお話したかもしれませんが、その一般貸し切り利用の誘致、大学等の合宿誘致に力を入れていただきまして。5年目でやってはいますが、こちらで示した収入をより伸ばしている、そういう営業活動等はしっかりやられているなという認識です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 参事、私が言っているのは人件費がどうだこうだというやりくりではなくて、本当に利用者を増やすという努力をしていましたかっていうことを聞いているの、指定管理者がね。そこをしっかりとしないでなんで指定管理者制度を導入するのか。委託管理制度ではダメなのかという根本的な議論をやってきた経緯があって総体的な経費節減のために指定管理者導入という国の流れもありましたから。そうした中で来ているけれども、この間見ているとズブズブと言ったら失礼ですが、湯水のように金が流れていく形についてしっかりと再度立ち止まってこれから新しい来年度から始まる指定管理者とは煮詰めて本当に努力をさせて、教育委員会もチェックしていくと。しっかりとした体制をお願いしたいと思います。答弁は要らないです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入の質疑を行います。8ページをお開きください。PDFでは11ページになります。8、9ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ10、11ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ12、13ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ14、15ページで質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 15ページの社会教育施設費の補助金の関係で1億3715万。これどういう経緯でどうなっているのかについて、まず説明をお願いします。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） この交付金については、町民センター改修事業に対する国交省の補助事業ですが、令和6年度については例年と比較して全国的にかなり要望額が大幅に増加しています。特に北海道では、北海道全体で見ますと地震による津波災害に対する国比率かさ上げ対象事業が増加したと聞いています。このことから国の方でもいろいろ調整いただきましたが安平町においては申請額に対する配分が75%と大幅に減少した交付決定になったことによる減額となっています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 予定していたより配分が少なかったと。これ落ちた分何で財源を補充していくのですか。これかかる経費ですから落ちた分は何の財源を使って補てんをしていくのか伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 歳出の方が現在まだ補正予算にも計上していませんが、まだ工事中で整理できていないのですが、見込みとしてはこの工事費等で5000万円ほど減額できるのではないかと現時点の見込みで考えています。その歳出の減額というところと、それから災害支援金の充当、企業版ふるさと納税の充当等で対応していきたいと考えています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ふるさと納税分と義援金というのは先ほど備荒資金に積んだやつ、義援金って。あ、支援金。それで1億。工事費5000万落としてふるさと納税義援支援金で5000万で1億で大体今のところ考えているということですね。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 全て災害支援金というわけではありませんが、現在の見込みとしてですが一般財源も4000万ほど増えるのではないかと見込みではいます。災害支援金と歳出の5000万は減額。それから災害支援金、企業版ふるさと納税で賄いきれないので、4000万円ほど一般財源が増えるのではないかという見込みではいます。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ16、17ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ18、19ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ20、21ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ22、23ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ24、25ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ26、27ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入最終ページ28ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わり4ページをお開きください。  
PDFでは6ページとなります。

第2表繰越明許費と第3表債務負担行為補正、第4表地方債補正の追加、  
5ページの地方債の変更まで一括で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。  
質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 議長にお願いしたいのですが。補正予算の中に項目がありまして公害対策費、環境調査の面で先日全員協議会で受けました災害ごみの集積場の取扱いについてにちょっと絡んで質問してよろしいですか。議長の判断をお願いします。

○議長（多田政拓君） どうぞ。

○3番（小笠原直治君） よろしいですか。実は昨日の広報あびらで、パブリックコメントのこれについての記載をされていて。昨日広報が出て一般家庭に配ると最低でも3日ぐらいかかると思うのですね。パブリックコメントの締め切りが14日なのですよ。果たしてそれでいいのかという面と。あとホームページなのですよ。見てくださって、詳しいのって言うの。これネッ

トを引っ張って見ている人が安平町に何件いるのかって把握しているのか。極めて私疑問を持っているし、町長の行政執行方針の中でもあびらチャンネルを通じてしっかりと、つながりを持ちながら利用しながら知らせていって行政との絡みをしていきたいという町長のがあって。私は最低でもこの問題大事なものでして、俺のところ嫌だっているんな感情問題も絡んでくるものですから、そこ辺りを含めてしっかりとあびらチャンネルで知らしめてどうですかっていうことをやっていただきたいということなのです。あまりにも時間が14日で締め切られるというのはパブコメの意味って何なのかと。アリバイ工作なのかなという気がしてならないので。もう少しそこ辺りも考えながら十分これ大事なことです、そこ辺りどう考えているかお願いします。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） ご質問ありました災害廃棄物処理計画のパブコメについて、こちらについては2月21日から3月14日までということど実施しています。しかしながら、小笠原議員がおっしゃいますとおり町のホームページでは2月21日にお知らせしていますが、広報紙の掲載は広報あびら3月号での掲載となってしまいました。また、災害廃棄物処理計画については災害時における災害廃棄物処理に関する計画であり、安平町民に関わる計画でもありますので、パブコメ3月5日の広報ですので仮に来週届くような方もいらっしゃると思います。そうすると3月14日までですと1週間もない期間となってしまいますので、こちらのパブコメの期間なのですが2週間程度延長する方向で検討させていただきたいと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 若干補足させていただきます。今ご指摘いただいた災害廃棄物の処理計画、2月17日の全員協議会でご説明させていただいて貴重な意見もいただいて実際にパブリックコメントを出す段階でそのページも内容も修正して差し替えて議論になった仮置き場のページも差し替えましたので、そういったことから実際パブコメは3週間を目安にやらせていただいているので2月21日から実質3週間はとってはいるのですが、20日の笑顔には間に合いませんでしたし、そういったことで3月5日になったということです。ご指摘のように紙媒体が多くご覧いただいていますので、今佐々木参事の方で2週間ぐらいですから実際今回3月14日までとしていましたから実際そこからまた2週間延長をかけて3月28日金曜日まで約2週間延

長をかけながら、また、わかりやすいようにということでしたので出来次第ですが概要版といったものも作って、ホームページになるかもしれませんがアップするようなことを行っていきたいと思います。

○議長（多田政拓君） 他に総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案の対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎ 日程第12 議案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第12、議案第2号 令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第2号朗読

議案第2号

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

国民健康保険税の増額等により、令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第 1 項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

## 議案第 2 号

令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,670千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ877,249千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 6 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

はじめに歳出のご説明をいたします。7 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 2 目連合会負担金及び 2 項 1 目賦課徴収費、10 節需用費並びに 11 役務費は決算見込みによる減額。

8 ページにわたる 6 款保健事業費、1 項 1 目保健衛生普及費及び 2 目特定健康診査等事業費は決算見込みによる減額。

9 ページにわたる 9 款基金積立金は国保税の増額見込による歳計剰余金として基金に積み立てるものです。

次に歳入のご説明をいたします。5 ページをお開きください。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は当初予算で計上していた額よりも被保険者の所得上昇が見込まれたため増額補正をするものです。

6 ページ、4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は医療費助成に係る減額調整措置の決算見込みにより減額となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 667 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 7724 万 9000 円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出 7 ページをお開きください。7、8 ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） 8 ページの 1 目保健衛生普及費のところ、いつも確認させていただいているのですが、健診管理事業経費の委託料の部分。脳ドックと動脈硬化のこちら健診について、実績は何件分で減額補正されたのか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 脳ドック業務検診委託料については実績が 9 人となっています。動脈硬化予防健診については 8 名が実績の見込みです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） こちら例年と比較して今年度どうだったのか。そして事業としてどのように整理されて今後どのようにしていけるか、この点についてお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 令和5年度の実績と比較しますと脳ドックの方はちょっと下がってしまして動脈硬化の方は倍増しています。

現在、担当の方では高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施における取り組みを進めていまして、若年層からの生活習慣病の予防が次のライフステージの健康課題の予防につながることを念頭に国保事業の保健事業についても包括的に実施することができないか検討しているところです。健診事業は第3次健康日本21の基本理念に基づいた健康寿命の延伸と健康格差の縮小を指針として誕生から高齢期まで各段階の健康や福祉を支えるライフコースアプローチを踏まえた取り組みが求められていることから、脳ドック検診や動脈硬化予防健診においてもその指針を踏まえた事業展開ができればと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 脳ドックに関してはちょっと減っていて動脈硬化については増えていると。ここら辺の整理もされていて今後どのように受診勧奨などしていくか考えていらっしゃると思うのですが、この辺についても伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 健診の周知方法とか普及啓発については、健康の実現についてはその人の健康観に基づき各々が主体的に取り組むことによって達成されるといった根源的な部分を踏まえた取り組みができないか現在検討しているところです。健康観は誕生から高齢期までの各ライフステージにおける生活環境・教育・職業・生活習慣などの影響を蓄積して形成されます。よって各ステージにおいて高い健康リテラシーを備えた専門職による適切な健康観を醸成するような介入が重要であると考えていまして、このような取り組みが次のステージの健康課題を予防することにつながり、将来のフレイルリスクを低減するということになると考えています。このような考え方をもとに各健診の周知を行い、生活習慣病の重症化予防や介護予防の普及啓発に努めていきたいと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ9ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳出を終わり歳入に移ります。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳入の質疑を終わり、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎ 日程第13 議案第3号

○議長(多田政拓君) 日程第13、議案第3号 令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長(多田政拓君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第3号朗読

議案第3号

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

繰入金の減額等により、令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第3号

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ92千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168,558千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

はじめに歳出のご説明をいたします。7ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費は事務経費の決算見込みによる減額となります。

次に歳入のご説明をいたします。5ページをお開きください。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は歳出1款総務費の減額及び特別調整交付金の減額に伴う補正です。

6ページにわたる3款諸収入は、マイナ保険証の推進等にかかる特別調整交付金の増額に伴う補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6855万8000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出7ページをお開きください。7ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に移ります。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わり、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議案第4号

○議長（多田政拓君） 日程第14、議案第4号 令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。提案説明を認めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第4号朗読

議案第4号

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

保険給付費の減額等により、令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書をご覧ください。

議案第4号

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）

令和6年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,831千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,081,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正)

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ387千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,130千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

はじめに歳出からご説明します。11ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費、11節役務費及び13節使用料及び賃借料は決算見込みによる減額。18節負担金、補助及び交付金は介護報酬改定に伴うシステム改修のため増額するものです。12ページにわたる2項1目介護認定審査会費及び2目認定調査等費並びに認定審査会共同設置負担金は決算見込みによる減額となります。

13ページにわたる2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス等給付費は、ショートステイ等の利用が多かったため増額。2目地域密着型介護サービス等給付費及び3目施設介護サービス等給付費は決算見込みによる減額となります。14ページにわたる2項1目介護予防サービス等給付費は、実績及び今後の支出見込みにより増額。2目地域密着型介護予防サービス等給付費は決算見込みによる減額となります。5項1目高額医療合算介護サービス等費及び6項1目特定入所者介護サービス等費は決算見込みによる減額となります。

15ページ、3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費及び2目介護予防ケアマネジメント事業費並びに16ページにわたる3項1目包括的支援事業・任意事業費は決算見込みによる減額となります。

4款諸支出金、2項1目一般会計繰出金は決算見込みによる減額となります。

5款予備費につきましては歳入歳出補正に伴う財源調整として増額補正するものです。

次に歳入をご説明いたします。5ページをお開きください。

1款保険料、1項1目第1号被保険者介護保険料につきましては異動実績を精査し増額。

6ページにわたる2款分担金及び負担金、1項1目認定審査会負担金は決

算見込みにより減額となります。

4 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は決算見込みによる減額。2 項 1 目調整交付金は事業実績に伴う増額。7 ページ、3 目地域支援事業交付金は決算見込みによる減額。6 目事業費補助金は、歳出 1 款のシステム改修による補正となります。

5 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金及び 8 ページにわたる 2 目地域支援事業支援交付金は決算見込みによる減額となります。

6 款道支出金、1 項 1 目介護給付費負担金から 9 ページにわたる 2 項 2 目地域支援事業交付金までは決算見込みにより減額となります。

7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金から 10 ページにわたる 5 目その他一般会計繰入金までは決算見込みによる減額となります。

続いて介護サービス事業勘定についてご説明いたします。23 ページをお開きください。

1 款サービス事業費につきましてはケアプラン作成委託実績の決算見込みによる減額となります。

2 款予備費につきましては財源調整として増額するものです。

次に歳入をご説明いたします。20 ページをお開きください。

1 款サービス収入につきましては予防ケアプラン作成の実績に伴う増額となります。

以上、保険事業勘定歳入歳出補正予算及び介護サービス事業勘定歳入歳出補正予算の説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますようよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから保険事業勘定の質疑を行います。歳出 11 ページをお開きください。11 ページで質疑はありますか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） 11 と 12 でよろしいですか。

○議長（多田政拓君） 11 ページでお願いします。

○7 番（三浦恵美子君） 11 ページで。11 ページの 2 項介護認定審査会費の 1 目介護認定審査会費の報償費の部分ですが、こちら 6 万円なのですが全部落としている、こちらの要因についてお知らせください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらについては全体会の方で研修が行われな

かったことによる減額となっています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ12、13ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 12ページと13ページで3点ほどあるのですが、分けた方がよろしいですか。

○議長（多田政拓君） 一緒でお願いします。

○7番（三浦恵美子君） はい。12ページ、2項2目の認定調査等費の委託料の要介護認定調査業務委託料の減額補正なのですが、当初見込み件数と決算見込み件数、こちらどのような整理になっているかが1点目。

2点目が13ページの1項1目居宅介護サービス等給付金ですが、こちら負担金及び補助及び交付金で居宅介護サービス等の給付費と居宅介護サービス計画等給付費のそれぞれの件数がどのようになっているか、9期計画と比べての増えた減ったのご説明だったと思うのですがその部分の関係をお願いします。

あと2目と3目の部分も、こちら9期と比較してどのように整理されているか、この3点をお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） まず1点目の認定審査会だったのですが、計画では400件を見込んでいたのですが、実際まだ決算終わっていませんのであくまでも見込みなのですが、342件程度になるのではというところで落としています。

あと居宅介護サービス事業費ですが、こちらサービス給付費の方は計画に対して件数自体はそんなに増はなかったのですが、内容についてのショートステイの利用が大幅に上がってしまいまして、その部分で増額しています。計画作成については、件数が計画よりは落ちていますので落としています。

あと2目、3目についても、こちら計画に対して実績は落ちてはいるのですが、あくまでも9期計画の場合は国の見える化システムで出された数字ですので、実際実績と安平町の高齢者の状況がちょっとかみ合わない部分が

あって減額となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今の関係でまとめてお聞きしたいのですが、9期計画とは現実が乖離されているということで、その辺含め計画を検証して修正など行っていくのかどうか。事業者とも協議していろいろ進めていかなければいけないのかなと思うのですが、この辺含めどのように今後進めていかれるかお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 9期計画はあくまでも3年間の積み上げた数字で出していますので、そこはまだ9期計画が始まって1年目ですので、推移は見ていきたいと考えています。

その見える化システムとちょっと違っている部分が安平町の場合は予防の方は現在増えていまして、介護は若干減り気味でして、そこの乖離が見える化システムの方となかなかうまく合っていないという部分で補正という形になっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） じゃあ1年目、2年目、3年目と整理して見ていかれて次の計画にまた活かされるのかと思うのですが、その辺含め実態を介護施設からも聞き取りをして進めていかれるよう、これは要望としてお話しておきます。

○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですね。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ14、15ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 15ページの3款3項1目の包括支援任意事業費の認知症サポート医の報酬の部分、全額落ちているのですが、この辺の要因はどのようなものだったのかをお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらは初期集中支援チームにおいて認知症サポート医の部分で報酬を上げさせていただいたのですが、令和6年度は初期集中支援チームの立ち上げがありませんでしたので、そこは今回落とさせていただきました。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ16、17ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 6ページの国庫支出金の1目介護給付費の負担金部分ですが、実績による交付額決定だとは思いますが、この実績がどうだったのかというのと、供託給付と施設給付の関係はいくらずつ減額されたのかこの辺をお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらは国の交付金の25%分の補助率で積算するものなのですが、現在こちらの金額が金額ベースでいきますと1億4893万5000円の予算に対し収入額が1億2377万円の収入額があって、今後見込みの収入として2475万8037円という部分で実績があります。あくまでも今のところ

ろまだ決算ではないので収入ベースでの見込みで補正をさせていただいて  
います。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。なければ7、8ページで質疑はありま  
せんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ9、10ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ次に介護サービス事業勘定の質疑を行います。  
歳出23ページをお開きください。23ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。22  
ページをお開きください。22ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わり、これで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言  
はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。  
これから議案第4号を採決します。本件について原案のとおり決定するこ  
とにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のと  
おり可決されました。

◎ 日程第15 議案第5号

○議長（多田政拓君） 日程第15、議案第5号 令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第6号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 議案第5号朗読

議案第5号

令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第6号）について

令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

事業費の確定等により、令和6年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書に基づき説明をします。最初のページをご覧ください。

議案第5号

令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第6号）

（総則）

第1条 令和6年度安平町の水道事業会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度安平町水道事業会計（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条では、収入の第1款水道事業収益は給水工事件数の増加及び長期前受金戻入の確定等に伴い、235万4000円を増額し、収益的収入の総額を4億601万6000円とするものです。支出の第1款水道事業費用は、量水器交換工事にかかる執行残等により、1717万7000円減額し、収益的支出の総額を3億4633万6000円とするものです。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額「84,565千円」を「83,077千円」に、減債積立金「33,752千円」を「32,264千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第3条では収入の第1款資本的収入は企業債事業費の確定等により148万2000円減額し、資本的収入の合計を7075万2000円とするものです。1ページめくりまして、支出の第1款資本的支出は建設改良費の事業費確定等により297万円減額し、資本的支出の総額を1億5432万9000円とするものです。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のように改める。

第4条では職員給与費を39万円減額し、3813万4000円とするものです

(たな卸資産購入限度額)

第5条 予算第10条に定めたたな卸資産購入限度額「2,747千円」を「1,832千円」に改める。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは今回の補正予算について、5ページの令和6年度安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第6号により詳細を説明致します。

収益的収入、1款水道事業収益、1項1目給水収益は、水道料金の決算見

込みを精査した結果、給水量の減少に伴い、170万円減額補正となります。2目その他営業収益は給水工事件数の増加に伴う増額補正となります。2項2目補助金、1節他会計補助金はスマートメーター購入事業費の確定に伴い、この財源でありますデジタル田園都市国家構想交付金を281万6000円減額補正するものです。3目消費税及び地方消費税還付金は令和6年度の水道事業会計決算見込みにより仕入れ税額が売上税額を上回ることから、還付金として280万円増額補正するものです。4目雑収益、3節その他雑収益は退職手当組合精算還付金の追加及び撤去メーター器の売却による決算見込みにより120万円増額となります。5目長期前受金戻入は令和5年度決算による資産額確定により増額補正するものです。

6ページの収益的支出、1款水道事業費用、1項1目原水及び浄水費、2節光熱水費は電気料金の値上げに伴い12月議会において増額補正を行いました。決算見込みの結果、更なる不足が想定されることから増額補正を行うものです。6節委託料は水道施設等運転管理業務にかかる労務単価、薬品費高騰による精算分として増額補正するものです。このほか水質検査及び水道施設点検につきましては入札執行残による減額補正となります。2目配水及び給水費は、1節給料から8節材料費まで説明欄に記載の通り執行残の整理が主なものとなります。補正額が多額のものにつきましては、5節修繕費は検定満了による量水器購入費用の入札執行残で557万1000円の減額。7節工事請負費は、量水器交換工事及び追分旭地区給水切替工事に係る入札執行残となります。9節賞与引当金繰入額は令和7年6月に支給される賞与の対象期間となる令和6年12月から令和7年3月までの賞与算定における見込み額を計上し減額補正するものです。3目総係費につきましても説明欄に記載のとおり執行残の整理が主なものとなります。増額補正につきましては7ページ、6節燃料費は大雨による土砂流入の取水対策として発電機を水源に設置し、水中ポンプによる取水対応を実施したことから燃料費の不足を見込み5万5000円増額補正するものです。補正額が多額のものにつきましては、10節手数料は窓口払いの手数料発生に伴い予算を計上しましたが実績見込みにより減額補正となります。16節賞与引当金繰入額は2目配水及び給水費同様、令和7年6月に支給される賞与の対象となる今年度分を見込み増額補正するものです。4目減価償却費は工事完了等、固定資産の確定に伴い減額補正するものです。2項2目消費税及び地方消費税は歳出予算の支払消費税額が歳入予算の受取消費税額を上回ったことにより、納税ではなく還付となることから減額補正するものです。

続きまして8ページの資本的収入、1款資本的収入、1項1目企業債は基幹管路耐震化整備事業の入札による事業費の確定により企業債全体で80万円の減額となります。2項1目他会計負担金、1節他会計負担金は一般会計から繰り入れています消火栓設置工事費の執行残に伴い減額補正を行うもので、2節工事負担金は千歳美々地区配水管移設工事の入札による事業費確定

によりこの移設工事に係る工事負担金を減額補正するものです。

9 ページの資本的支出。事業費の確定による整理で説明欄に記載のとおりとなりますが、主な補正内容につきましては、1 款資本的支出、1 項 1 目配水設備改良費、3 節工事請負費は追分地区導水管の基幹管路耐震化整備工事及び北進浄水場中央監視装置更新工事のほか消火栓取替工事 4 基、千歳美々地区配水管移設工事の執行残により 210 万 2000 円減額補正するものです。2 目営業設備費は、たな卸資産としてスマートメーター受信器を購入することとしていましたが新設用のスマートメーター受信器についてデジタル田園都市国家構想交付金の対象となったことから 3 条予算の D X 用、量水器購入費からの支出としたため 85 万 3000 円減額補正するものとなります。

なお、1 ページから 4 ページにわたる令和 6 年度安平町水道事業会計補正予算実施計画第 6 号につきましては、これまで説明致しました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 提案説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。  
本補正については第 1 条の総則から次のページ第 5 条たな卸資産購入限度額まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。  
これから議案第 5 号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 議案第6号

○議長（多田政拓君） 日程第16、議案第6号 令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第6号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 議案説明の前に本予算書において訂正がありましたので正誤表のとおり提出します。お詫びを申し上げますとともに訂正をお願いします。また、補正予算書10ページから18ページにわたる補正予算に関する説明書として財務諸表を添付していますが、この財務諸表は17ページから18ページの令和6年度安平町下水道事業会計予定開始貸借対照表の修正箇所を反映しており、公営企業会計に移行した初年度に限り発生するもので、当初予算書作成の際、打ち切り決算前の暫定数字で作成していましたが、正式な数字が確定することによる修正資料としています。なお、修正箇所については当日配布させていただきました資料のとおりとなっています。以上で正誤表及び補足資料の説明とさせていただきます。

それでは議案の方に入らせていただきます。

議案第6号朗読

議案第6号

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第6号）について

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

管渠建設費の減額等により、令和6年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書に基づき説明させていただきます。最初のページをご覧ください。

## 議案第 6 号

### 令和 6 年度安平町下水道事業会計補正予算（第 6 号）

#### （総則）

第 1 条 令和 6 年度安平町の下水道事業会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

#### （収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度安平町下水道事業会計補正予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第 2 条では収入の第 1 款下水道事業収益は、他会計補助金等の確定に伴い、188万6000円を減額し、収益的収入の総額を 6 億8102万9000円とするものです。支出の第 1 款下水道事業費用は、早来・追分両浄化センター委託管理費の執行残等により1601万9000円減額し、収益的支出の総額を 6 億3910万4000円とするものです。

#### （資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 方本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額「29,092千円」を「14,769千円」に、当年度分損益勘定留保金「18,122千円」を「3,799千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第 3 条では収入の第 1 款資本的収入は、企業債及び国庫補助金事業の確定等により1459万7000円減額し、資本的収入の合計を 3 億7780万3000円とするものです。支出の第 1 款資本的支出は、建設改良費の事業費確定等により2892万円減額し、資本的支出の総額を 3 億9257万2000円とするものです。

#### （特例的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条の 2 に定めた未収金の額「5,248千円」を「5,292千円」に、未払金の額「14,674千円」を「10,136千円」に改める。

#### （企業債）

第5条 予算第5条の表中に定めた下水道事業債の限度額「170,500千円」を「164,500千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のように改める。

第6条では職員給与費を104万5000円減額し、4411万円とするものです。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条に定めた補助を受ける金額「192,009千円」を「190,571千円」に改める。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは今回の補正予算について、5ページの令和6年度安平町下水道事業会計補正予算事項別明細書第6号により詳細を説明致します。

収益的収入、1款下水道事業収益、1項3目その他営業収益は、排水設備工事指定店等の申請手数料の決算見込みによる減額補正となります。2項1目他会計負担金は水洗化助成制度及び起債償還金利子等の決算見込により減額補正するものです。2目他会計補助金は下水道事業会計に係る一般管理費や施設管理費等の決算見込みにより143万8000円減額補正するものです。5目長期前受金戻入は令和5年度決算による資産額確定により増額補正するものです。

6ページの収益的支出、1款下水道事業費用、1項1目管渠費は、1節給料費から8節材料費まで説明欄に記載のとおり執行残の整理が主なものとなりますが、補正額が増額の2節職員手当等、扶養手当につきましては実績増により今後の見込み分を増額としています。2目下水道処理場費、1節備消耗品費は説明欄に記載のとおり執行残の整理となります。3節修繕費は追分浄化センターし渣脱水機修繕工事の入札執行残等により減額となります。6節委託料は早来・追分両浄化センターから搬出される脱水汚泥処分業務委託料及び汚泥運搬委託。また、浄化センター維持管理委託料は本年度の実績及び今後の見込みにより減額補正するものです。3目総係費 4節旅費から15節負担金まで説明欄に記載のとおり執行残の整理が主なものとなります。7

ページの 4 目減価償却費は工事完了と固定資産の確定に伴い10万6000円の増額、3 項 1 目その他特別損失につきましても令和 5 年度分の消費税額の確定により349万8000円増額補正するものです。

続きまして 8 ページの資本的収入、1 款資本的収入、1 項 1 目企業債は、資本的支出の管渠建設費における委託料及び工事請負費の減額に伴い企業債全体で600万円の減額となります。2 項 1 目国庫補助金につきましても資本的支出の管渠建設費における委託料、工事請負費の減額に伴い、921万7000円を減額補正するものです。3 項 1 目受益者負担金、3 項 2 目受益者分担金は新規対象者の増による増額補正。

9 ページの資本的支出は事業費の確定による執行残の整理で、説明欄の記載のとおりとなりますが、主な補正内容につきましては 1 款資本的支出、1 項 1 目管渠建設費、1 節委託料は 3 件の委託業務の執行残と追分処理区で計上していた管渠実施設計 1 件の先送りにより1990万8000円減額補正するものです。2 節工事請負費は新規の管渠工事 1 件と公設柵設置工事 4 件、修繕工事 2 件の執行残により728万8000円減額補正するものです。2 目処理場建設費、1 節委託料は改築更新工事にかかる実施設計委託業務による執行残で172万4000円減額補正するものです。

なお、1 ページから 4 ページにわたる令和 6 年度安平町下水道事業会計補正予算実施計画第 6 号につきましては、これまで説明致しました補正予算額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本補正については第 1 条の総則から次のページ第 7 条他会計からの補助金まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） ここで15時20分まで休憩とします。

休憩 午後 3時05分

---

再開 午後 3時20分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

---

#### ◎ 日程第17 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第17 一般質問を行います。確認のために申し上げます。一般質問は1議員質問と答弁を合わせて1時間以内の時間制限があります。また、議会運営委員長から報告のとおり通告内容を逸脱せず簡潔に行うようお願いします。理事者側の答弁もそのようお願いします。なお、議場の前後に残時間を掲示していますので、時間内に質問及び答弁を終えるよう重ねてお願いします。

それでは通告順に発言を許します。2番米川恵美子議員の一般質問を許します。

#### 【通告No.1 2番 米川 恵美子】

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 2番米川です。追分地域の活性化についてということで、役場機能の大部分が早来地区に移り追分地区の人口は減少し寂れてきているという実感があります。これは私の周辺の人、皆さん同じ感想を持って

いますが、今後追分地区の活性化に向けた町の施策について伺います。

(1) 直近の人口、高齢者数、商店の数など追分地区の現状についてまず伺います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） まず、私の方から直近の人口と世帯数について答弁させていただきます。直近であります令和7年2月末現在の追分地区の人口は男1412人、女1455人、合計2867人。世帯数は1634世帯となっています。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 高齢者の数と世帯数は介護担当から被保険者台帳をもとにお答えしたいと思います。2月末現在の追分地区の高齢者は1204人。世帯数は885世帯となっています。なお、そのうち独り暮らしの高齢者世帯は556世帯。高齢者のみの世帯は316世帯となっています。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 追分地区の商店数について商工観光課からご説明します。商工観光課で数字的に押さえている追分地区の商工会員数でご説明しますが、令和元年度末の会員数が59事業者、令和5年度末が61事業者、そこから今年度の加入と脱退があり現在は60事業者となっており、令和元年度と比較すると商工会員数は1事業者増えていますが、古くから営業してきた和菓子屋やスーパーなどの小売店が閉店している実態もあります。一方では創業等支援事業補助金を活用してカフェやうどん店などの飲食店、洋菓子店、更にはゲストハウスなども新たに開業しており、現状としては商工会員数そのものは増えている状況です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 合併した当時はこれほどの人口の減少が進むとは私は全く予想していなかったのですが、町としてはどのような予想をしていましたか。

それと減少の原因をどう分析しているのか。減少を食い止めて増加に転ずる策を考えているのか伺います。

その前にすみません、合併してからこの 20 年の間に今現在の人口数を教えていただきましたが、何人減ったのかお聞きします。

○議長（多田政拓君） 答弁は可能ですか。時間がかかりますか。米川議員に確認します。人口減少は旧早来町、旧追分町どちらですか。

○2 番（米川恵美子君） 追分です。

○議長（多田政拓君） 追分地区の人口減少の。人数は即座にわかりますでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 手持ち資料はありませんが、旧追分町時代は国勢調査で 2 回、自分が担当した時には平成 12 年では 3980。そしてその後の平成 12 年では 4030 ぐらいまでですね。そこが合併する前で一番人口が増えた時期でありまして、それ以降減少ですから、合併した時にはもう既に 4000 人は切っていましたから、先ほど世帯数とは別に人口で 2867 人と言っていましたので追分地区では既に 1200 人ぐらいは減少しているのではないかと思います。それは一覧表で全てデータが詳しくあるのですが、概要でよろしいかと思いますので、そういった形でまずはお答えさせていただきます。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○町長（及川秀一郎君） 資料出てきたの。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） はい。平成 18 年 3 月末現在の追分地区の人口ですが、男女合わせて 3961 人です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） その他にも 2 つご質問あったと思いますが、合併時で財政問題で合併したと思っていますが、人口減少というのは安平町だけの問題ではなく全国的に人口が減るということでしたから減少していくところは考えていました。ただ、近年にきて社人研と言われている人口調査の推計より今現在上回っていることもありますから、追分地区だけではなく安平町全体で考えると人口減少については近隣の市町よりは鈍化してきているの

ではないかと思っていますし、その人口減少の増加策でいくと観光振興の柱である道の駅を柱にしていきながら観光振興を図っていくところが追分地区では一番大きな事業だったかなと思いますが、いずれにしても第2次の総合計画の中で教育を柱に移住定住を推進していくところで、今は中心的に早来地区に結果が出てきていますが、今後は執行方針で申し上げたとおり追分地区の方で魅力の増進を図っていきたいという全体の流れですので、まずは一回大きな話としての答弁をさせていただきます。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） それでは先ほども言いましたが、減少の原因の分析というのは、それは成されていないわけですね。はじめから人口減少はするだろうという予想があったということなののでしょうか。

それで、これから追分地域の活性化に向けて考えていっていただけるのだろうと思うのですが。その人口減少を食い止めるための策として考えていっていただけるのか、活性化として考えていただけるのかどうなのでしょう。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 人口減少は総合計画の中で既に減少、ですから旧追分町時代は人口が伸びるという人口推計をしながら総合計画、人口増加の施策をどう打っていくかという計画になっていました。安平町になってからは人口は減少すると、現在の第2次安平町総合計画でもそれを想定しながら何とかそれを上振れにしていこうという計画にしていますので。当然、人口増加施策を何でしていくかでいくと、先ほど申し上げたような教育を柱にした中で子育て世代の方の転入増加を図ることによって何とか社会増を図っていきながら人口増加とともに関係人口も増やしていこうというのが総合計画の考え方ですから、そういった意味においては計画どおりまちづくりは進んでいるのではないかと分析しています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） （2）大きな観光資源となることを期待しているワイナリー開業によって町に与える影響はどのように考えているのか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 一つ目のご質問になりますが、令和6年度第5回定例会、第7回定例会でのご質問と一部重複するご質問でもありますことから、答弁については一部同様の答弁になりますことをご了承いただければと思います。

最初に町民の期待も大きい株式会社ダイナックス様で現在建設中のワイナリー事業については、お聞きの範疇ですが工事の方も順調に進んでいます。今年は雪不足もあり苗への影響についても心配していましたが、今のところ問題なく順調のようで、来年には安平町産のぶどうを用いた第1号ワインの誕生を安平町としても議員の皆様や町民の皆様と同様に今から期待しているところです。

今回、道の駅の隣接するワイン醸造場を安平町の地域づくりにどのように活用していくのかというご質問をいただきましたが、令和4年5月19日に締結させていただきました安平町ダイナックス株式会社と連携協定に関する連携協定第2条に基づく主な項目として①産業振興及び経済活性化に関すること、②観光振興に関すること、③食産業に関することなどとしており、こうした領域から株式会社ダイナックス様とのパートナーシップのもとで取り組んでいきたいと考えています。この間もいろいろと相談ベースでお話をさせていただいているところもありますが、企業としても新たな領域でのチャレンジされている事業でもありますので、まずはワイン醸造場、ワイナリー工場の完了と第1号安平町ワインの製造を目標に作業を進めておりますので、本事業が滞りなく完了できるよう町としても必要な支援を考えているところです。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） ダイナックスともいろいろと協議してパートナーシップなどで協定を結んでやっていくという、それは結構なことだと思っています。でも、それが具体的にどんなふうな形を作っていくのかとって、そのところが問題ではないかなと思っています。道の駅のすぐ隣ですので当然道の駅の来客数は増えるだろうとは思いますが、そのほか何か具体的に、この①になりますがワイナリーを地域づくりに活かす考えはあるのか具体的にお伺いしていきたいと思っています。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 具体的にと申しまして工場自体今建設中なものですから、まずはそこを滞りなくという1回目のご答弁の繰り返しになりますが、まずそこをしっかりとご支援しながら完成に向けて一体となって頑張っていきたいところがまず完成までの我々のサポートなのかなと思っています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） わかりますよ。ダイナックスさんも異業種としてこれからいろんな不安を抱えながらの開業だと思いますので、そういった面では安平町としても期待するだけではなくて何か協力できることをしていかななくてはならないだろうとは思っています。ですが、これだけの事業をしてくれるのですからどんな協力をしていくのか、町にこの事業を役立てていくのかという具体的なものが事業とか考え方とかをもって相手方と協議していきなり、相談していきなり、協力を求めていきなりしていくことが大事ではないかと思っています。

私としては、まず働き手というか雇用が生まれますから人口増を期待されるわけですから、働く方には追分地域に住んでいただくというそのとも含めて住宅の提案をしていくとか、せっかくこれだけの新しい商品が安平町の名産品としてできるわけですから。地域ブランドとしてふるさと納税の返礼品として使わせていただくとかね、具体的な案をもってこれからの協力体制、支援体制を考えていったらいいのではないかと思います。そのことも含めてもう少し具体的にワイナリーを地域づくりに活かす考えを伺います。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 商工観光課の関係でお話をさせていただきますと、米川議員の質問の趣旨から少し外れるかなり細かいお話にはなってしまうかと思うのですが、商品開発支援事業というのを商工観光課で実施しています。売れる商品を作っていくために専門家を招いて講義とかをやっているのですが、その事業の中にもダイナックスのワイナリー建設の現場の方にお声がけをしてお越しいただいて、一緒に講義を受けていただいたりという連携を既に始めています。更にその事業の年度の集大成として3月末にチーズ関係のイベントをやるのですが、やはりチーズとワインは相性が非常によろしいこともありますので、まだワインはできていないのですがワイナリーができて醸造が始まりますので、1つコーナーを設けてダイナック

スさんのワイナリーの宣伝をしていただくといったことは実施をするように考えています。

○町長（及川秀一郎君） その場所は道の駅でしょ。

○総合支所長（村上純一君） はい。道の駅の中でチーズのイベントをやりまして、その中の1つのコーナーとしてダイナックスさんにPR、ワイナリーの宣伝をしていただくと考えています。

あと先ほどふるさと納税のお礼品を話が出ていましたが、まだ具体的な協議はしていませんが、おっしゃっていただいた意見も含めて今後いろいろ検討できればと考えています。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 私の方からこの事業のプロジェクトというのが2019年からスタートしたのかなという認識でいますが、このお話をいただいてから事業計画においても土地の選定だったり今回のワイン醸造場のご紹介をさせていただいたり、そういったところから始まりまして最近圃場が追分の旭の方でスタートしていますが、ここの労働者で農福連携、しょうがい者の方も一緒に働かせていただきながらそういった仕組みづくりと一緒にやらせていただいているところです。

従業員の関係のお話もご質問があったかなと思っていますが、実はこのワイナリー事業に合わせて白樺地区と言っているのか、一部の方が移住もしていただきながらこの事業に関わっていただいておりますので、当然この事業が一つ動くことによる効果としていろんな部分でお話をいただいたところのサポートだったり、一緒に取り組ませていただいているところもあろうかなと思っています。現在進行中での事業でもあるのですが、連携協定に基づきながら現在健康福祉課の事業があったり、そういったところも含めて会話をしながら事業の取り進めも行っていますので、徐々に一つ一つ積み重ねながら進めていければと考えています。

また、昨年11月東京あびら会を開催させていただきまして、実際そのワインができた後の売り先を考えていかなければならないというところもありましたので、東京あびら会の中ではいろいろホテルを経営されている方だったり、飲食、お酒類を取り扱っているような方もいらっしゃるものですから、あびら会の中のネットワークの中でご紹介をさせていただきながら取り次ぎをさせていただいている支援なんかも継続的に今後もやっていきたい考えです。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 就労者の方の住宅などの心配はいらないのでしょうか。人口増につながるということでそういう問い合わせがあるとありがたいと思うのですが。

それから出来てからの話で先ほども言いましたが、ふるさと納税の納税額を増やしていただくというのは、まちづくりには大変ありがたい収入源になると思うので、その辺も初めからそういう考えがあるもとにお話を進めて、内々でもいいですから表にまだ出せる段階ではないかもわかりませんが進めていった方がいいと思いますが。その辺のところはしっかりした方向性みたいなものは持っているのでしょうか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） まず従業員の話になろうかと思いますが、醸造場ができるという想定でいきまして、お聞きしているところでいくと従業員が大体3名ぐらいなのかなと思っています。醸造場で働く方と畑の圃場で働く方、今建設が進められているところの従業員スペースが大体3台ぐらいなので2名から3名ぐらいの従業員なのかなと、推測ですが私どもとしては思っています。これから1号醸造場なので大きくしていく可能性があるのか含めて、まずは今年ができたぶどう、これをワインにしたらなのかなというところとそれをどうやって顧客を掴んでいくのか販路拡大、そういったものによっては今後拡大していく可能性があるのか。この辺については今後もお話をさせていただきながら取り組んでいかなければならないと思っています。

ふるさと納税の返礼品についてもこの事業が始まることから具体的ではないのですが、安平町の新しい特産品になるということもありまして、町としては然るべき時期が来た段階でお願いなんかもスタート段階からお願いをしながら一緒に考え対応させていただきたいところで進めさせていただいています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 町のいろんな意味で期待が持てる大きな事業を持ってきてくださるので、そこは大いに協力体制を作って町のためにあちら側のためにも協力をお願いして行ってほしいと思います。

それからもう一つ、先ほど健康福祉課の事業も何か考えているみたいなことを言っていましたか、違いましたか。何かありますか。

○議長（多田政拓君） 答弁はありますか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 今、健康福祉課の方で安平町で生まれてくるお子さんに哺乳瓶をお渡しする事業でよろしかったかなと思うのですが。そういった連携事業のスタートも切らせていただいています、ここもダイナックス様の方と健康福祉課の方と一緒に、これは協定後に昨年からスタートさせていただいている事業なものですから、いろんな領域で今後とも相談ベースだったり我々の方からご相談させていただくこともあろうかと思うのですが、連携しながら取り組んでいく考えということです。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） それでは②旧追分幼稚園の建物解体の優先順位を上げる考えはあるのか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 2つ目のご質問になりますが、6月、9月議会でも一部答弁が重なりますが、旧追分幼稚園の利用については道の駅のストックヤードとして活用していることから、議員からもこの間ご意見ご提言などをいただきましたが、現在のところは解体を行わない計画です。ただ、議員からいただきましたご意見ご提言などについては、来年度から策定作業に入ります第3次安平町総合計画策定の中では必要のご意見、視点ですので、土地利用や各種課題の整理も含め、次期計画の中でしっかり議論していきたいと思っています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 私はこれから議論して計画というのではなくて、すぐ計画してほしいと思うのです。というのは耐震工事がなされていないということで大きな地震が来たら危ないですね。ただ物置き代わりに使っているのですから。せっかく新しい工場ができて今まで以上に観光客が増える中で、あの建物のみすぼらしさはどうかと思うのですよね。

前伺いましたら解体するにそれなりの費用がかかるからそれで優先順位は高くないというのですが、それではあの建物を解体するのにどれぐらいの費用がかかって、何日の作業日数なのですか。空洞ですから中は広くあまり材料が入っている状態ではないですから。解体はそう難しいものではないと思うのですが、その辺のところどのように予想した上で優先順位が高くないのか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 解体費用については手持ちの資料はありませんが、先ほどもご答弁させていただいたとおり今現在道の駅の資材も置かせていただいているところから考えますと、解体をするとなると今置いてあるものをどこに保管するのかという議論にもなってこようかなと思います。今の段階ではその代替の議論も詰まっていないものですから、今の段階としては現状のまま維持をさせていただきながら、すぐ来月から新年度にも入って行きますし、そういった議論を進めていく段階にもなってこようかなと思っていますので、その段階ではしっかりとご意見いただいたものは受け止めて対応を考えていきたいと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 中に入っているのは資材なのですね。物なのですね。どこかに移動させるという、それは知恵を絞っていただきたいと思います。公共施設の統廃合を考えた時に、どこかに置く所があるのではないのでしょうか。そこの考えがもうちょっと、今がこうだからダメだではなくて、もう少し広く多角的に物事を考えていただきたいと思います。どうしてもあそこに置かなければならないというものではないと思うのですよね。そして町政執行方針の中では遠浅の公住とか栄町の保育園の解体が出ていましたが、それよりも私は今せつかく観光客の呼べる大きな事業をしてくれるのですから、そのことに対する支障の無いように新しくあの周りを綺麗にしていくということが大事ではないかと思っていますので、もう少し考えていただきたいと思います。本当に優先順位っていうのか、前も説明を受けましたが優先順位はどのようにして決めているのかそこも含めて答弁お願いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 執行方針で今お話されましたが、遠浅の方の公住であったり解体する旧栄町保育所の利用状況もあって、公営住宅については計画的に解体をし、できればそういった場所も有効活用しながら移住・定住にもつなげていけるようなことは方針として既にお話させていただいているところです。一方、旧追分幼稚園の跡地利用でいくと場所的には坂の上ですが、基本的に八幡神社、国道から上がっていく道路については道の駅の利用者についてはそこを通行しない形をお願いしていますので。距離的には近いですが、今道の駅として来客が多い場合には野球場側の駐車場を利用したり、場合によっては神社さんの場所も使わせていただくようなこともしていますから、今後ワイナリーによって、ワイナリー自体にも6台から7台の駐車スペースはありますので、そこが本当に駐車場として不足することなのかどうなのかというところもある程度見極めていかなければならないと思っています。今の段階では第2駐車場からも隣接している場所ですので、導線については今までどおりのルールで行うことになりますが、来客の方には菜の花シーズンは別としても普段であればさほどご迷惑かけないでも対応できるのではないかと思います。ですから、道の駅の資材が入っているから壊せないという理由よりも後活用を、駐車場が一番ベストなのかそうではないのか、そういったところも見極めていかなければならないと思います。議論はまだこれからですが、追分地区含めた公共施設の統合だったり統廃合といったところが当然議会の中でもご質問いただいたいぶきを移管されるといった意向が商工会から既にいただいていますので、追分地区の中心市街地になりますので、活用をきちんと考えていかなければならないということで先ほど政策推進課長からもご答弁させていただきましたので、米川議員のご心配は十分踏まえていますので、そこで何かそういった動きが、またダイナックスさんからご要望があるのであれば早急に対応しなければならないと思いますが、これまでの打ち合わせの中ではそこを最初の段階で確認していますが、まだそういったご要望が無かったと我々はと思っていますので、今後の推移を見極めながらもすぐ来月からもう令和7年度ですので、総合計画策定にあたってはその場所は大切な場所ですから、その検討もきちんと中心において考えていかなければならないと思っています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 旧追分幼稚園解体するとなったら廃棄物を運ぶ車は国道に抜けていきますね。お客さんがどんどん増えて国道を抜けていく、そのことを考えた時に交通量とか心配になりますし、それに音とか振動とか埃ということも考えたらあまりお客さんが増えないうちに、しかも学校で勉強し

ている子どもたちにも影響してきますので夏休みとか冬休みとかそういった時に解体するとかね。そういったことも私はずっと先々のことを考えた上でこの提案かたがた発言をしています。先のことを考えた時にその土地の利用がどうのこうのではなくて、私は先に更地にしてしまうことが大事ではないかと思っています。先に事業関係者の方との懇談というか話し合いをさせていただきましたが、ワイナリーさんの方もダイナックスさんの方も何か提案があったら協力できるところは協力したいと自分たちでは気が付かないこともあるので、まちづくりにぜひ協力したいということはお話していただいていますので、もう既にそういう体制で町の方とも話し合いをしているとのことですからね。でもそこを、しつこいようですが、また何回も何回もこちらからもしつこいようですが言っている私もしつこいですが、職員としてもしつこくあちらさんと話し合いをしていったらいいのではないかと思います。駐車場を使うということについては、やぶさかではないと思っています。今既に工事関係者の方が道の駅の駐車場を使っていますので。それはいいのですが、どういう形で使っていくかわからないけども、まず更地にしてしまうことの方が大事だと思っていますので。さきにこのことを提案した時に事業には優先順位があるのでって言っていましたからね。その優先順位という、どう順位を付けるのか。それは私は理解し難いので今また再度提案かたがた質問していますけども。先にその利用をどういうふうな利用になるかわからないけども、解体は利用状況がはっきり方向性が決まらなかったら解体はしないという、そういう考え方だと理解してもよろしいですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 例えば今年度実施してきた早来地区のはだしの広場の向かいのしらかば合宿所を解体したり、公住等、教員住宅等を解体して。来年度の予算で旧早来中学校の仮設校舎跡地は、あそこを住宅地として整備していくと。そのためにはそこに教職員の車輛があるので優先順位としては高い、今まで使えなかったしらかば合宿所を解体して更地にしてそこに車を95台移してやっていく。ですから次の事業等々が控えているものは関連する公費解体、解体事業としても優先順位が高くなっていくと。そういった差し迫ったものについては高いものだと思いますし、また、利用目的が決まっていない場合、そこに何か公共施設を建てる場合だったり、それであればもしかすると補助金だったり、交付金だったり活用の中で解体の経費も対象になる場合もあるでしょうから。いろんなことで実施計画で3か年の事業を見合いながら、その先の事業も検討しながらやっていますので、当然財源的には今解体費も結構高額になってきていますから、当初よりも件数的には少なくなっていますが、その取り組みがまた建設業者のお仕事にもなって

いくということも我々思っていますので、ご指摘の速やかに更地にした方がいいというようなご意見は何回も聞かせていただいていますので、そういった意見も含めて、繰り返しになりますが町の土地利用総合計画策定する中で検討素材とさせていただければと思っています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○２番（米川恵美子君） 次に移ります。（３）早来学園の教育と追分小・中学校の教育が違っていてもよいのかということで質問します。町長は地域と時代にあった義務教育の在り方を継続検討すると町政執行方針の中で言っていますが、今これから検討するのか、もう検討が始まっているのか、どういう方向で検討しているのかそれがまだ見えてきませんし、早来では自慢の校舎で理想の教育を行って、全国から視察がたくさん押し寄せているような状況ですのでね。それで追分の地域ではこれから検討するでは遅いのではないのでしょうかということを私は感じています。

また、教育長も教育方針の中で追分地区の特色を活かした教育環境の構築を地域の保護者の意見を聞きながら協議検討を進めると言っていますが、これは教育長の考え方はどうなのかという。それが私には理解できていませんので、それを言っている高齢者の方にもいましたので、その辺を含めた中で、先の見出しのことで質問します。追分地域の子どもたちの教育環境をどのように作っているのか、教育方針はどうなのかということの心配をしています。これは今まで何度も言っていますように子育て世代の移住を期待する上では重要なことだと考えますので伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 事前に質問いただいた内容と若干今お話いただいたことが違いますが、先にご回答させていただきたいと思います。本町が運営する学校は全て義務教育の学校です。どの学校も国が定めた学習指導要領に基づいて教育を行っているため、学ぶ内容に大きな違いはありません。ただし、事業の進め方や教え方に違いがあっても良いと考えます。また、それぞれの学校が地域の特性を活かした教育を行うことも大切だと思います。追分小学校の早期移転についてのご意見ですが、現時点では移転の見通しは決まっています。教育委員会としては、追分小・中学校においても早来学園で導入した教育の考え方を取り入れ、現在の校舎でもすぐに効果が期待できるよう備品の整備を進めることで、追分の教育の魅力化を高めています。また、今後の追分地区の学校の在り方を検討するため、追分地区の学校を考える会

を立ち上げます。その中で校舎の耐用年数や長寿命化計画、今後の児童数の見通しをもとに、校舎の統合や学校の形態の見直しについても議論を進めます。こうした検討にあたっては、ご指摘のように財源の問題含め計画的に進めていく予定です。

○議長（多田政拓君） ちょっと待ってください。米川議員。

○2番（米川恵美子君） はい。

○議長（多田政拓君） 今の答弁だけでよろしいですね。

○2番（米川恵美子君） いいですよ。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） どうぞ。

○2番（米川恵美子君） 小学校の早めの移転が重要と思いますが、町の考え方を伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今説明させていただいたとおりに、今後の追分地区の学校の在り方を検討して、財源のこととか形態を含めて検討させて、計画的に進めさせていただきたいということも一緒に答弁させていただきました。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） それは前の方針の中でもお話を聞いていますので、私は具体的に何年先とかそういったことも含めた上での答弁がいただけるかなと思ったのですが。そこまで考えていないのでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） それも先ほどご答弁させていただいたように現時点では移転の見通しも決まっていませんというところで。先ほどお話したような統合なのか、増築なのか、新築なのか、いろんな選択肢があると思います。お子さんの推移とかですね。そもそも学校がどういうふうにしたら良いかといったこともきちんと計画的に進めていかないと早来学園の時もそうでしたが、皆様のご意見いろいろあります。ですからそういったところをきちんと

とまとめあげて進めていきたいとのことなので、米川さんがおっしゃっているように何年頃とか明確な数字はちょっと難しいところかなと思います。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） わかりました。このことはまた計画に上がった段階でこの場で協議されるだろうと思います。私が意見を言う場は無いと思いますが。

それで次に以前から要望していました通学路の歩道整備については今年度の計画に上がっているのですね。答弁をお願いします。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 町道追分市街4号線の歩道整備ですが、昨年の12月定例会において資材高騰や納期に相当な時間を要すること、またそれに代わる候補として背後地を法面にするため、現在土地所有者と用地に関する協議をさせていただいているなどご説明をさせていただき、令和6年度の施工を断念し予算を減額させていただきました。用地交渉については現在も継続中ですが、計画としては令和7年度中の完成を目指し、改めて令和7年度の予算に計上させていただいておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 平成30年に実行するという表明して、ご近所の親御さんに話をしてすごい喜んでいただけ、その親御さんももう卒業してしまいました。昨年小学校2年生のお子さんを持つお母さんに話をしたら本当に喜んでいました。自分たちも恐ろしい思いをしながら滑って転びながらあそこを通ったと言っていましたので。それで改めて具体的に表明していただきたいと思ってこの質問になっています。

では次に移ります。高齢者の多い地域性であることから高齢者福祉に力点を置く対策が必要ではないでしょうか。何か考えていることがあれば発表していただきたいと思います。また、高齢者に対して物価高による生活支援を行う考えがあるのか伺います。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） まずはじめに安平町がこれまでに物価高対策として行ってきたものについてご説明します。今年度も既に実施しています福祉灯油特別対策事業があります。こちらについては毎年 11 月の灯油単価をもとに 5000 円または 1 万円を高齢者非課税世帯、ひとり親世帯、しょうがい者世帯を対象に支給しているもので、その年の灯油価格をもとに金額の決定をし、今年度は 1 万円を支給させていただいています。そのほか国の事業となりますが、非課税世帯に対する 10 万円などの給付金の支給について取り組んでいます。

また、各団体などが主催する各種事業に対する地域支え合い活動推進事業交付金については物価高を考慮し、令和 6 年度から各事業に対し 2 万円を上乗せし交付しているところです。ご質問では高齢者に対してということですが、町単独による生活支援に対する新たな支援策は現在のところ予定をしていません。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2 番（米川恵美子君） いろんな財政が切迫している中で無理かなと思いつながらこの質問をさせていただくことにしました。というのは私いろんなボランティア活動を通して高齢者とたくさん付き合っていますが、独り暮らし世帯が多くなっていますが、作ること自体が面倒くさいですが、それよりも物価高によって何か食欲が無くなってきたというか、値段見たら食べる気しない、買う気しないという声を聞くものですからこの質問になっています。今後何かの形で支援していただくことがあるのであれば表明していただきたいと思います。

それで次に移ります。最近高齢者宅にセールスの電話がよくかかってきているとの話ですが、これは詐欺被害などの犯罪に見舞われないのか心配して聞いていました。防犯意識の啓発活動をより強化すべきではないでしょうか。防犯を含めた町の高齢者全般の考えを伺います。

それで加えてもう一つ質問したいのですが、2 月 17 日の全員協議会において地球温暖化対策実行計画の素案の説明の中で、本計画を策定するにあたり町民の皆様にアンケートを実施したところ現状では、というふうに書いてありましたけど、これアンケート本当に実施したのでしょうか。夜の 9 時過ぎに電話がかかってきて、こんな遅い時間だから身内に何かあったかなと思って電話をとったら、これに関係するような太陽光発電の設備をつけませんかという話だったというのですが。高齢者は普段話する中で息子がいなくても息子がいるとか、

- 議長（多田政拓君） 米川議員。質問の途中ですが、今質問の項目に入っていない事項ですね。
- 2番（米川恵美子君） え、高齢者の生活支援の次の項目ですよ。
- 議長（多田政拓君） 地球温暖化とか、それは入っていませんが。
- 2番（米川恵美子君） いや、そのことは発言しましたが、そのことが問題ではない。
- 議長（多田政拓君） では簡潔にお願いします。
- 2番（米川恵美子君） そこにアンケート調査をしたと書いてあるけれども実際に町民に本当に電話をかけてアンケート調査をしたのかということを伺っています。詐欺の話ではなくて町からの本当の電話だったのかっていうことを聞いています。議長ご理解ください。
- 議長（多田政拓君） 米川議員、米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 時間がないので。
- 議長（多田政拓君） 質問はよろしいですか。答弁はよろしいのですか。
- 2番（米川恵美子君） ここまでで答弁をお願いします。本当にこの計画について電話したのか。それから詐欺被害に遭わないための対策を何か考えているのか伺います。

〔岡総務課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課長。
- 総務課長（岡康弘君） お急ぎかと思いますので早口でまいります。高齢者の詐欺被害防止に向けた啓発活動に関しては、安平町防犯協会の事務局を担う総務課としまして、安平町防犯協会が発行する地域安全ニュースにおきまして令和6年は12回中8回において詐欺被害の注意喚起を行うなど防犯意識の醸成を啓発する活動を行っています。なお、町内における詐欺被害の報告は令和4年から6年の3か年において1件の詐欺被害の報告があるものの幸いにして高齢者の被害は無いと警察より伺っています。一方で我が国では令和6年の警察庁の公表で、過去10年で詐欺による被害額が10年ぶりに最高額を更新したと報じられていますことから、今後も町では苫小牧警察署や地域の駐在所長などとも緊密に連携を図り、地域の金融機関やコンビニエンスストアなどとも情報共有を図りつつ、社会福祉協議会などの協力を得ながら詐欺被害の防止に向けた啓発活動に取り組んでいく考えです。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 2月17日の全員協議会においてと発言した、これの質問には答えていただけないということですか。

○議長（多田政拓君） 答弁出来ますか。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 当課で行いましたアンケートについては、電話でのアンケートは行っていません。WEBのみでアンケートを実施しています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） やっぱり危ないですね。本当に電話があつて本当のことを言ってしまったって。独り暮らしとか、札幌に娘いてとか、娘に相談しますとか言ってしまったというのですよね。だから本当に危ない。もしアンケート調査するなら電話ではやめていただきたいと思っています。あらためてサロンだとかいろんな場であった時には高齢者の方に注意を促しておきたいと思っています。

では次に移ります。昨年6月定例会でも質問しましたが、あびら追分クリニックの入院体制の整備についてはその後どのような協議がなされたのか現状を伺います。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 少し早口でお答えさせていただきます。昨年の6月定例議会以降の状況についてのご質問ですが、結論から申し上げますと入院体制の整備についてこれまで協議を行ってきていません。その理由については昨年ご答弁したとおり1つ目に医師・看護師の確保が困難であること、2つ目は採算が取れないことから現状では難しいと判断しているとのこと。ご回答をあびら追分クリニックからいただいた経緯を踏まえ、町としても地域の医療機関における入院体制の整備の重要性を認識しつつも医療機関の経営の安定化を図り、医療の分担化の中であびら追分クリニックは主に日常の診察を中心とした診療所となり、母体である苫小牧東病院は重症患者の受け入れを中心に担っていただいています。その病院経営方針に変わりはなく、現在の医療体制を維持したいとのことです。あびら追分クリニックとしては電子カルテ導入により苫小牧東病院との連携が図られ、入院が必要な患者さんについては苫小牧東病院への送迎、また退院時においても同様に送迎していただいているほか、入院期間中のご家族のお見舞いについても乗車を

可能として運行していただき、患者さんやご家族の負担の軽減につながっています。以上のことから町としてはこれまでと同様に支援ができる範囲の中で地域医療に必要な支援を行っていきたいと考えています。医療機関側の経営方針に変化があった場合はしっかりと協議を行ってまいりたいと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 苫小牧東病院に入院している夫とか奥さんのところに通うのに大変苦労しているって。やっぱりバスで行くのも無料で連れて行っていただくのはありがたいけど87も88もなって1週間に1回でも通うのが大変だっていうことで、結局は札幌の子どもさんのところに連れて行ったとかそんな話も聞いていますので。そしてこの間、むかわのお医者様の講演も聞きましたら本当に羨ましく思いました。19床といえども入院を受け入れていただいているところがあるのは羨ましく思ったものですから、本日のこの質問になっています。

では次、この他にも地域活性化対策を何か考えていることがあるのかどうか伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 安平町全体を範囲とした地域活性化対策という位置づけで取り組んでいる事業になりますが、その実績が追分地区で表れているわかりやすい事業という観点から申し上げますと、ファンファーレあびら起業家カレッジという事業があります。この事業は地域おこし協力隊制度を活用して安平町内で起業し定住する人材を育成支援する事業として令和4年度からスタートしているものですが、この取り組み状況の一部はあびらチャンネルでも過去に放映していたように、あびら起業家カレッジの第1期生だった青木さんがあびら追分クリニックの隣にある空家を改修してゲストハウスバシランドを開業、同じく第1期生の浅野さんがガンケ山の横に位置する追分緑が丘に安平うどんの店舗を開業するなど追分地区での地域活性化に効果を発揮しているところでして、このお二人は商工会にも加入していますことから、こうした動きが商工会の追分地区の会員数増にも良い影響を及ぼしているものと感じているところです。また、本事業はこうした追分地区での事例のとおり、町内で起業・定住する方々が着実に増えていくことで安平町で起業したい挑戦したいという人材の母集団が形成され、こうした企業等に挑戦する意欲を持つ多くの人材と安平町との関係性を長期的に作

っていきながら町に賑わいを創出する事業となっていますことから引き続き地域活性化対策として本事業に取り組んでいきたいと考えています。

○2番（米川恵美子君） ありがとうございます。

○議長（多田政拓君） 以上で2番、米川恵美子議員の一般質問を終わります。  
次に4番、鳥越真由美議員の一般質問を行います。

【通告No.2 4番 鳥越 真由美】

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 4番鳥越です。私は1問目として安平地域防災計画についてをお聞きしたいと思います。近年、胆振東部地震を含め世界的にも自然災害の発生が増えています。想定外の災害が起きることが他人事ではない、身近に感じるが多くなっているのではないのでしょうか。緊急事態において誰もが非日常となり慌てる中で行動の基礎となるのが安平町地域防災計画となります。

そこで改めて防災対策について質問させていただきます。まず、安平町地域防災計画についてお聞きします。第2章、防災組織についてですが、この防災組織の中に明記されている防災会議の位置づけと役割を教えてください。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 町防災会議の位置づけですが、災害対策基本法で地方公共団体に設置が義務付けられているものでして、その組織及び所掌事務については災害対策基本法第16条第6項の規定に基づきまして安平町防災会議条例を定めているところです。

まずこの組織の位置づけですが、防災災害対策基本法において地域にかかる地域防災計画を作成及びその実施を推進するほか、町長の諮問に応じて地域にかかる防災に関する重要事項を審議するとされています。これを受けまして安平町防災会議条例第2条第1号から第4号までにこれらを所掌事務として規定しているものです。

組織構成ですが町長を会長とし、北海道開発局、北海道、地域所管の自衛隊、気象台、北海道警察など外部の関係機関のほか消防や商工会、農協など地域公共機関などの代表者や上席者を委員として任命し構成されています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○４番（鳥越真由美君） その防災会議は胆振東部地震において震災後の計画、活動に対し会議の中での評価を教えてください。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 震災後の計画、活動に関する防災会議の評価ですが、まず震災後に防災会議は令和元年、令和２年、令和３年、直近で令和７年２月の計４回開催しています。その中で地域防災計画の改正及び安平町強靱化計画の策定に関する審議のほか令和元年の防災会議では各委員が所属する機関が実施する震災復旧活動の進捗報告も行われていまして、この会議における委員の意見を評価として捉えますと委員の評価に基づき計画の作成、修正等が行われ反映がされていると認識しています。なお、令和３年度に安平町では北海道胆振東部地震検証報告書を作成し議会でも報告させていただきましたが、この報告書は防災会議の委員と大学教授など専門委員で構成された検証本部会で最終決定されまして、震災時の検証と今後に向けた提言がなされているところです。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○４番（鳥越真由美君） それでは防災会議の中で部会を置くことができますが、現在の状況を教えてください。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 安平町防災会議の第５条、防災会議条例の第５条に記載されている部会に関しては防災会議の委員が各関係団体、地域公共機関等の代表者や上席者といった方たちを委員として任命していますが、計画の策定及び改正の作業において構成団体の事務方と具体的な協議が必要であると判断した場合に別途部会を随時設置するものでして、現状としては今の段階では部会は設置されていません。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） それでは次に行きます。第4章の災害予防計画についてお聞きします。応急生活物資等の内容や基準はどこで判断されていますか。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 安平町の地域防災計画第4章、災害予防計画の第12節に規定しています応急生活物資の備蓄についてですが、この地域防災計画の下部計画として総務課において安平町防災備蓄計画を定めており、北海道の補助金などを財源に毎年備蓄品の整備を行っているところです。その内容と基準ですが、発生確率が比較的高いとされる石狩低地等縁断層帯に起因する震度7の地震が発生した場合を想定しまして、北海道がシミュレーションした安平町の被災総定数を2145人という数を基本に防災協定や国などからの支援が期待できるまでの発災後3日間、この被災者総定数2145人へ供給しなければならない食料や水、また簡易トイレ・携帯トイレなどの生活必需品について国が示す標準品目を参考に備蓄品を想定し、計画的に購入更新を行っています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） さまざまな計画を作るにあたり、女性をはじめとする多様な視点などが必要だと思いたいますが見解を伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 今、女性とかいろいろな多様な視点が必要だということなのでお答えしますと、議員のご質問にあるこの計画というものが最初のご質問にありました地域防災計画全体を示すということでしたら、この地域防災計画は町の防災行政全体の指針となるものでして、国の防災基本計画や北海道の地域防災計画など上位計画と整合性を図る必要があります。国、北海道など上位機関といった方たちの代表者や上席者などのあて職の委員で委員が構成される防災会議で審議するという性質上、町の意志によって委員の性別、年齢層を変えることができないということはお理解いただければと思います。

一方でご質問の趣旨から言いますと、今申し上げました地域防災計画の下部計画に対して女性や高齢者など多様な視点が必要であるのではというところが本質かと思われます。そうでしたら先ほど申し上げました安平町防災備蓄計画を例にとりますと、この計画は国が全国で発生する各種大規模災害の教訓を踏まえて、各自治体において備蓄すべき標準品目が一応示されていることを受けて、同町として必要な装備品、備蓄品を定める内部計画でして、その内容には女性や高齢者に配慮した備蓄品も含まれていますが、胆振東部地震における各避難所の当時の状況を振り返りますと、発災直後から避難所環境の改善のほか避難所ごとの特性なども踏まえた生活必需品の備蓄の在り方といったものを検討していく必要があります。さまざまな年代・性別の視点があるという認識は町も同じと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 先ほどの説明で組織を、防災会議の方はさまざま自衛隊とかいろんな組織を構成している関係機関の人事によるので、その人事によって女性がいたりいなかったり、年齢が若かったり若くなかったりという理解でいいのかが1点。

それから今回この質問に至ったのは、昨年他の議員も出ていましたが女性議員研修というのが1年に1回あるのですが、その中でいただいた資料で、胆振東部だと防災会議の中に厚真町と白老町が数名ずつおりまして、あとは全部女性がいないかの資料だったので。結構いないのでウチの町はどうなのだろうというのが質問の発端でした。先ほどの確認が1つと、先ほど答弁で答えていただいた安平町防災備蓄計画というものを作る場合に、それを今後改訂する、前回改訂した場合に役場の女性職員、子どものいる職員、介護などが必要とされるご高齢という方が、家族がいる職員などからの意見を聞いていたか、お答えいただければと思います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 答弁漏れありましたらご指摘ください。まず前段で防災会議の構成メンバーで女性とか若い方とか多種多様な年代の方が含まれるか含まれないかということで、その構成団体の、こちらで選ぶわけではなくて構成団体から選ばれているからなかなかその女性を選任できないとかそういうことですかと言われれば回答はそのとおりです。

また、厚真町、白老町の防災会議のメンバーの中には女性がいらっしやうて、ウチの安平町にはいないということですが、改めて考えてみますと安平

町の防災会議の構成メンバーの中には、いろいろその項目がありまして国の機関とか自衛隊とか限定列举で書かれているメンバーの中の一番下に安平町の防災会議には商工会とか農協といった地域の団体を入れると書いてありまして、その中には確かに安平町の場合は防災、女性の団体とか例えば自主防災組織といったものが含まれていないのは間違いないと。こちらは合併をした際に防災会議の条例を立てる際に、まだ当時安平町には自主防災組織というものが無かったというところも経過を踏まえてのことだと思いますが、このメンバーの関係についても今の時代に合わせて議員からのご質問がありまして、内容についてもう一回再検討しなければならないなと認識に立ちましたので検討をさせていただきたいと思います。

最後に備蓄計画に女性職員とか地域の高齢の方といった方が入って組み立てているかというご質問ですが。まず前段でこの今の備蓄計画については国から示された標準項目に基づいて我々行政の総務課の方で検討した内容を購入備品として備蓄をしているというものです。こういった内容にさまざまな方の意見を反映してはどうかというご質問だったかなと思うのですが、計画によってどういうふうに多様な方の意見を入れていくかというところですが、この備蓄計画を例にした場合でいけば、会議の場でこういったものを揃えるべきではないかということではなくて、恐らく会議形式で意見を聞くよりも避難所の運営を行政と一緒に協働で実施していくことになるということを見ると、自主防災組織が行う訓練や研修会などの場に我々の方が出向かせていただいて、訓練の時にやっぱりこれが無いよとか、あれが無いよといった内容の生の声を聞いて、備品等の整備計画に反映していけるかどうかの検討をするのが必要かなと思っています。いずれにしても災害対応は公助・共助・自助で成り立っていますので、自助の啓発も含めて対応していきたいと思っています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） そういえば町長の町政執行方針にも自主防災組織に言及されていたと思います。私たちも少しばかり当時お手伝いさせていただいた時に圧倒的に当事者、例えば女性とか子どものいる人とかそういう人じゃないと見えないものがあるのだなというのが備蓄に関してはとても思いました。備蓄だけではなくて協定を結んでこういうものをその時になったら協力していただけるという連携なども含めて当事者という目線が必要。先ほど自主防災組織って言っていただいて、私の所属している町内会も先月1月に町の総務課の力を借りてやらせていただいて、参加した方は本当に自分事になっていくのと、あとは役場の職員の方とも意思疎通というか協力体制ができたかなと思うので。もっと自主防災組織と町が意見を吸い上げるぐらいの

連携ができたらいいかなのと思うのですが、その辺はいかがですか。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 我々もそのとおり考えていまして。昨年、回数は忘れたのですが、あらゆるところからお呼ばれをさせていただいて当課の担当が各種自主防災の訓練に参加させていただくとともに、昨年 11 月に自主防災組織の交流会も開催していまして、こういったものも来年度も継続できればと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4 番（鳥越真由美君） わかりました。それでは次の防災対策に移らせていただきます。震災などを含めて大きな自然災害においては安平町に住む私たちも経験した被災ごみが大きな課題であって問題となっています。防災の観点から予防的なごみ対策ができないか考えを伺います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 現在、災害ごみの処理等については災害廃棄物処理計画の策定に向けてパブリックコメントを実施しているところです。災害時の予防的な対策としては策定予定であります災害廃棄物処理計画と整合性を図りまして、手引きとかハンドブックのような冊子の作成も検討していますので、その中に日頃からできる取り組みなどを記載して周知できればと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4 番（鳥越真由美君） 先日、全員協議会で安平町災害廃棄物処理計画素案が説明されました。災害ごみの仮置き場の選定にもご意見が出るなどごみについては普段から利用するごみステーションですら近くに置いてほしいけど自分の家の前は嫌だみたいなことがあるということになると、とても繊細な案件だなと思っています。まずできることは将来の災害廃棄物を減らす取り組みではないかと。そのためにハンドブックとかもいいのですが、家庭の生活ごみなどの減量などへの対応について担当課では何か具体的な計画はあ

りますか。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 今現在では具体的な計画はない状況ですが、普段から災害発生した際に災害ごみと呼ばれるものを少なくするためには普段からの整理整頓が重要であると思いますので、そこら辺については啓蒙活動をもう少しやっていきたいとは考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 啓蒙活動はなかなか厳しいのかなと思います。高齢者世帯が増えている中で現在、未来の空家となる我が家の心配をされる方がご相談も増えてまいりました。子どもに迷惑をかけたくないと思う方も増えてきていまして、自分も頑張りましょう 80 歳までにみたいには思いますが、災害が起きた場合には災害廃棄物になりますので、平時では活用しにくい空家の片付けられていない障害物ともなります。安平町で立地適正化計画では防災の課題として増加が予想される空家について新たな空家を抑制、適正な管理及び利活用を促進するとあります。そこで高齢者世帯の片づけの背中を押す取り組みとして、高齢者が片付ける目的で民間業者を利用する場合に支援をしてはいかがかなと。今片付けることの民間業者もだんだんこの辺も増えてきています。整理した場合、子どもさんとか手伝ってくれる人に手伝ってもらってもいいのですが、少し物を減らしていくというその制度をどうしていくかというのは協議だとは思いますが、その片付けて利活用しやすい空家になるとか、子どもさんに迷惑をかけないで済むという心の負担も軽くさせるのが支援をすることでできるのではないかなと思ひまして、これご提案なのですが。担当課答えられますか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） まず空家が震災の時に公費解体含めて一定数整理された部分もありますが、依然として空家があったり、持ち主の親戚だったり、ご家族だったり町内におられない方も多数おられてその維持管理というところが地域の課題になっていることもお聞きしています。ですから今のお話はそれより一歩前に、早い段階でそういう状態にならない予防策として、いざという時に災害ごみにならない例えば家の片づけもそうですね、高齢者の

福祉施設に入所した段階でもう自宅に戻って来られないケースはたくさんありますよね。そこを後片付けするといったところに支援ができないかということですから非常に今のニーズに合った考え方、政策になりうるのではないかと今聞かせていただきました。

一方で空家、土地も例えば持ち主の方が解体するにも数百万かかる。でも庁舎内でも議論しているのですが、住宅を解体するのに例えば 300 万かかりますよと、でも土地の価格がある程度それに見合う分が 400 万ぐらいだとした場合、町としてもそういった解体に支援をしても最終的にはその土地を寄付していただけるのであればそこをまた他の民間の一般の方に売ることでもできるような形での循環ができないかというようなことも議論していますので。先ほど違う議員からのご質問でも答えましたが第 3 次の総合計画の中で空家、空き地だけでなく今みたいな災害ごみを未然に防止するという意味からの策も絡めながら検討していくことは重要ではないかなと思いますので。さまざまな課題もあったり、なかなかすぐに着手できないかもしれませんが、こういったことはほぼ全員に関係してくる。将来高齢者になった時には心配事として降りかかってくることだと思いますので、今答弁の中で幅広く説明させていただきましたが、考え方を含めて考えさせていただければなと思います。

○議長（多田政拓君） 鳥越議員にお聞きしますが、質問はこの①から次の質問に移る予定ですか。

○4 番（鳥越真由美君） はいそうです。移ります。終わらせます。

○議長（多田政拓君） お諮りします。鳥越議員の一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度に留め、これで延会したいと思いますがお異議ありませんか。

○4 番（鳥越真由美君） やります。

○議長（多田政拓君） 終わりますか。大丈夫ですか。それでは質問をどうぞ。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4 番（鳥越真由美君） 先ほどの空家の件も実は相談がありまして、今すぐ使える空家がないかという相談も実は増えています。空家になっていない家の中に物が入っているというのが一番困難だっているのが追分地域も私の住んでいる近所にも移住してきて空家を買ってくれた土地とセットで、そういう人も若い人で増えていますので、ものすごい需要はあるので本当に何かできないかなとは思っています。

では次の質問に入らせていただきます。除雪体制についてお聞きします。気候変動などにより除雪の状況変化が起きているのではないかと感じます。

除雪体制の今後について伺います。今年度2月までの降雪・除雪についての状況をお聞きします。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） はじめに雪の状況についてご説明させていただきます。大変申し訳ないのですが2月末までということなのですが2月25日で締めきらせていただきまして、2月25日現在の降雪量でご説明をさせていただきます。2月25日現在の降雪量は1m77cm、最大積雪深が51cmとなっており、安平町が誕生してから19年、ここまでの記録として降雪量は19番目、最大積雪深は15番目となっています。ちなみに2月末現在で降雪量が一番多かったのは令和3年度の3m55cm。最終的に令和3年度は4m1cmまで達しており、今年度はいかに雪が少ない年であるかということがおわかりになるとおもいます。

また気象状況ですが、ここ数年定番になってきましたが急な暖気や降雨に悩まされ不安定さが増してきたといった状況です。除雪については追分地区でシーズン当初に除雪のし忘れ等があり大変ご迷惑をおかけしました。また、通学路の除雪が遅いなどの苦情もあったことから除雪開始時間である午前1時を徹底し車道及び歩道除雪の連携の強化などを行い改善はされつつありますが、まだまだ改善の余地があると思っていますので今後も業者とともに改善を図っていきたいと考えているところです。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） タイミングよく今日も昨日から雪が降りまして。住宅街には除雪はしないのだなというのを感じて今日来ました。住宅街について除雪の場所を限定するなどこれまでと体制を変えたのかというのが1点。

それから除雪を行う基準は10cm以上とされていますが、この基準の根拠となるものを教えてください。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 市街地内・団地内、体制は変えていませんが運転手・オペレーターが変わるということがここ数年続いていまして、場所によっては毎年変わったとか聞かれています。なので会社自体の体制は変えておらず、その辺の技術的な部分とか除雪の慣れというかその地区を把握していな

い状況での除雪を行っているということで皆さん疑問に思ったりしている方がいると聞いています。

それから 10 cmの根拠なのですが、国も北海道も同じなのですが、どこの市町村も使っているこの 10 cmという基準でやっています。ただ、その 10 cmに満たなくても、例えば湿雪というか重たい雪の場合だったら 7、8 cmでも出ますよという話にもなりますし、サラサラな雪で吹けば飛ぶような軽い雪であれば 10 cm超えても除雪が遅くなるということはあるかと思いますが、大体 10 cmの基準についてはどこも一緒かなと思っています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4 番（鳥越真由美君） その 10 cmということなのですが、例えば去年の暮れ、今年になってからかな、早来の経営者の方々と話す機会がありまして俺ら 1 回も出ていないんだよって。干せちゃう。会社が無くなっちゃうよと言われました。追分はなかなか回り切らない。例えば去年、今年になってからだと思うのですが今日 5 cmぐらいつもりました。次の日 7 cmぐらいつもりました。やっぱり 8 cmぐらい積もりました。10 cmに満たない 3 日間ぐらいが続くと、どんどん道路は溜まっていくのですよね。一番私の住んでいる白樺というか青葉町内会の地域で鹿公園沿いの白樺 1 丁目と 2 丁目を結ぶ青葉豊栄線はものすごいつるつるになるのですよ。除雪がなかなか入らないで踏み固められて氷と化して、あそこはあまりスピードは出さないのですが結構くるくる皆回っているみたいで通学路でもあるので、どうにかできないかなとは毎年思っています。なのでその 3 日間みたいな 10 cmに満たない日があったら来てくれるようになるものなのか。

あとはつるつるだということをどう判断して除雪につなげていくのかをお聞きしたいと思います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 少ない降雪量で連続して降る場合は、それを 1 回として考えて出るようには一応指示はしていますが、その匙加減の部分で遅くなるとか翌日になるということも考えられるので、その辺も戻りましたらもう一度担当者と業者と話を詰めまして、その考え方の統一性をきちんと定めていきたいと思っています。

あと町道の青葉豊栄幹線という町道になりますが、とは言っても交通量はそこそこあるかなと思っていますが、滑りやすい路面对策としては一応基本的には圧雪処理ということでグレーダーを入れるとかタイヤショベルでや

る時もあるのですが、ダンプトラック、タイヤショベル、グレーダーあたりで雪を削っていつてできるだけ路面が滑らないように対策をとるということは、これは早来地区も含めてなのですが同じような形でやらせていただいています。その除雪の仕方というか圧雪度合いによっても路面管理も変わってくるかなと思うのですが、その辺多少遅いって言われることもありますので気を付けながらやっていきたいと思います。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○４番（鳥越真由美君） では（２）の除雪体制を維持する観点からの現状と今後に対する考え方をお聞きます。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 現状の除雪体制について合併当初の体制と比較しながらご説明させていただきます。合併当初は車道用除雪機械 21 台、内訳として早来地区が 12 台、追分地区が 9 台、歩道用除雪機械が 7 台、内訳ですが早来地区が 3 台、追分地区が 4 台、車道歩道合わせて 28 台となっていました。

次に令和 6 年度の体制ですが車道用機械 24 台、内訳は早来地区が 14 台、追分地区が 10 台。歩道用機械が 8 台、内訳が早来地区が 5 台、追分地区が 3 台で車道歩道合わせて 32 台と合併当初に比べて若干増強している状況です。合併当初の状況と現在の状況で大きく違うのは業者の数になりますが、合併当初、追分地区は 3 社で行っていたのですが、現在は 1 社で全ての除雪を担っています。

次に今後の除雪体制についてですが、まずは現状の体制を維持していくことが重要であると認識していますので、今後も体制維持に心掛けていきたいと考えているところです。また、近年オペレーターの確保が難しくなっており、万が一オペレーターの確保ができない業者があった場合は除雪事業から撤退せざるを得ないということも考えられます。その場合は各業者の担当区域を拡大するとともに、オペレーターの確保及び除雪機械の台数を増やすなど対策をとらなければなりません。その場合、業者が除雪機械の確保をしなければならないのですが除雪機械の確保が困難な場合も想定され、町が除雪機械を確保して業者に貸与するなどさまざまな対策を講じていかなければならないと考えているところです。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 例えば機械を補助するというか支援しても、回って来なければやっていただけないわけで、その間に凍ってしまうとか溜まってしまふとかっていうことが今後増えていくのではないかなと思うのですよね。今までの雪の降り方とこれからは変わっていくのかなと思っています。

それで先ほどのどこがつるつるなのだろうかとか、除雪されていないのだろうかとか職員が電話を、申し訳ないけれども今回は来てほしいのですみたいをお願いすると今行きますみたいなことを言っていたのですが。そうではなくて例えばLINEみたいな、SNSみたいなICTみたいなものを使って画像を送ってもらうとか場所を特定させるとか、そういう方法も今後考えられるのではないかなと。今困っているところはどこなのだろうか。先ほど言ったように今後雪の降り方が変わってきてしまうということと、それによってちょっと気温が上がるとぐしゃぐしゃになって絶対抜け出せない嵌りになると。それが一晩置くとガタガタのガリガリのパンクするみたいな道路になっていくこともあります。そういうことがずっと続いていくと思うのですが、そういう場合、緩くなった気温の上がったところを予防的に1社しかない追分地域は早来から来ていただいて昼間の時間やっていただくとか、今ある業者さんを活用させていただいてそれぞれの困り感をなくしていく方向にはいかないのかどうか、可能性だけお願いします。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 除雪の路面状況の情報共有というか、今まで我々パトロールしながら業者にもパトロールさせてやっていると。町民の方からも情報をいただいた場合に住所とかどういう状況なのかお聞きしながらこれから現地向かいますということで対応してきました。

今スマホでLINE使って道路状況とか教えていただくことができるのですが、写真とか送っていただくのはいいのですが、場所が特定できない場合があって、今どうしたらいいのかなとウチらもちっと悩んでいるところがありまして。例えばあまりにも近接に撮られてしまうとどこが場所なのだろうということで探さなければならないということで。できれば電話なりの情報をいただくと今非常に助かっている状況です。

路面状況は確かに気温が高くなって雪がグサグサになって、翌日凍結して轍が固くなってしまふとかいろんな状況が起きてしまうのですが、これもなかなか我々としても非常に苦しい状況でして、気温と緩み具合とかいろんなことを考えながら対応させていただいています。そこで応援部隊を他の地区から呼ぶことも、それは可能ではあるのですよ。実際には可能なのでやろう

と思えばできるのですが、とりあえず今の段階でそこまで手を出していないと。大雪が降った場合とか、災害級になってしまうと1社だけでは間に合わないとか、逆に最近追分は全然降っていないのに遠浅が思いっきり降ってしまったとか状況が様変わりしていることもありますので、その状況に合わせた形で対応させていただいていますので、そこはご理解いただければと思います。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） なかなかうまくいってほしいと思う部分と大変な部分があると思いますが、町民がなるべく困らないようにとか業者さんの体制を維持できるように考えていただければなと思います。以上で質問終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で4番鳥越真由美議員の一般質問を終わります。

---

## ◎ 延会宣告

○議長（多田政拓君） お諮りします。本日の会議はこの程度に留めこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会します。なお、明日は午前10時に再開しますのでご参集願います。本日はご苦勞様でした。

延会 午後 4時45分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和    年    月    日

議    長

---

署名議員

---

署名議員

---